

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年10月31日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョアン・フィッツジェラルド
(Joanne Fitzgerald)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り 35A 番
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 嶋田 祐輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
ワールド・インカム・ポートフォリオ
(BlackRock Global Investment Series -
World Income Portfolio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA 受益証券（米ドル建て）
500億アメリカ合衆国ドル（約5兆5,530億円）を上限とする。
クラスA 受益証券（豪ドル建て）
500億オーストラリア・ドル（約4兆295億円）を上限とする。
クラスA 受益証券（ユーロ建て）
500億ユーロ（約6兆4,780億円）を上限とする。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル
（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、2018年
8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1
米ドル＝111.06円、1豪ドル＝80.59円、1ユーロ＝129.56円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年7月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	(ハ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	a. 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加
5 その他	c. 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（BlackRock Fund Management Company S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理・運用されているブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（BlackRock Global Investment Series）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるワールド・インカム・ポートフォリオ（World Income Portfolio）（以下「ポートフォリオ」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2018年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （アメリカ合衆国ドル）	投資比率 （％）
投資証券	ルクセンブルグ	31,104,458.81	100.36
投資資産合計		31,104,458.81	100.36
現金およびその他の資産（負債控除後）		- 111,726.28	- 0.36
合計（純資産総額）		30,992,732.53 （約3,442百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、2018年8月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.06円、１豪ドル＝80.59円、１ユーロ＝129.56円）による。以下同じ。

（注３）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建てまたはユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたはユーロをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2018年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	BlackRock Global Funds - Fixed Income Global Opportunities Fund X Class distributing (M) share	ルクセンブルグ	投資証券	1,655,094.30	10.08	16,675,783.13	9.95	16,468,188.29	53.14
2	BlackRock Global Funds - Fixed Income Global Opportunities Fund X Class distributing (M) share AUD hedged	ルクセンブルグ	投資証券	1,540,465.44	8.83	13,605,982.15	7.57	11,659,069.85	37.62
3	BlackRock Global Funds - Fixed Income Global Opportunities Fund X Class distributing (M) share EUR hedged	ルクセンブルグ	投資証券	272,749.67	12.17	3,320,435.94	10.92	2,977,200.67	9.61

< 参考情報 >

投資対象ファンド（ブラックロック・グローバル・ファンズ - フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（以下「BGF - FIGO」という。））の組入上位10銘柄

(2018年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	投資比率 (%)
1	FNMA 15YR 2017 PRODUCTION	米国	政府系不動産担保証券	5.6
2	FNMA 15YR TBA(REG B) 3 09/18/2018	米国	政府系不動産担保証券	5.4
3	TREASURY (CPI) NOTE 0.125 04/15/2020	米国	国債	4.7
4	GNMA2 30YR TBA(REG C) 3.5 09/20/2018	米国	政府系不動産担保証券	3.5
5	GNMA2 30YR TBA(REG C) 4.5 09/20/2018	米国	政府系不動産担保証券	2.1
6	GNMA2 30YR TBA(REG C) 4 09/20/2018	米国	政府系不動産担保証券	2.0
7	TREASURY BOND (20LD) 3 02/15/2048	米国	国債	1.4
8	GS SECURED NOTES 2018-14 144A VR 02/08/2019	米国	社債	1.3
9	TREASURY NOTE 2.75 05/31/2023	米国	国債	1.1
10	FNMA 15YR TBA(REG B) 2.5 09/18/2018	米国	政府系不動産担保証券	0.9

(注) 投資比率とは、BGF - FIGOの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

() 投資不動産物件

該当事項なし（2018年8月末日現在）。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2018年8月末日現在）。

(2) 運用実績

以下は、クラスA 受益証券（米ドル建て）、クラスA 受益証券（豪ドル建て）およびクラスA 受益証券（ユーロ建て）に関する運用実績である。クラスA 受益証券（米ドル建て）およびクラスA 受益証券（豪ドル建て）は、2009年8月14日から、クラスA 受益証券（ユーロ建て）は、2010年8月20日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

純資産の推移

2018年8月末日前1年間の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2017年8月末日	19,891,965.28	2,209,201,664	11.04	1,226
9月末日	19,903,422.09	2,210,474,057	11.09	1,232
10月末日	19,748,251.47	2,193,240,808	11.07	1,229
11月末日	19,089,420.52	2,120,071,043	11.05	1,227
12月末日	18,565,969.81	2,061,936,607	11.07	1,229
2018年1月末日	18,681,364.14	2,074,752,301	11.19	1,243
2月末日	18,501,430.59	2,054,768,881	11.10	1,233
3月末日	18,389,716.75	2,042,361,942	11.02	1,224
4月末日	17,270,837.20	1,918,099,179	10.97	1,218
5月末日	16,785,916.88	1,864,243,929	10.92	1,213
6月末日	16,517,686.81	1,834,454,297	10.87	1,207
7月末日	16,475,345.02	1,829,751,818	10.88	1,208
8月末日	16,431,658.95	1,824,900,043	10.87	1,207

クラスA受益証券（豪ドル建て）

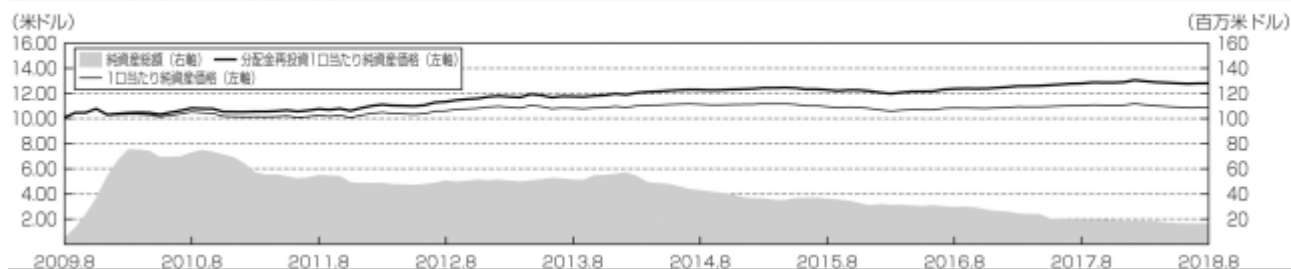
	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年8月末日	19,166,775.87	1,544,650,467	11.00	886
9月末日	18,627,414.66	1,501,183,347	11.03	889
10月末日	18,421,900.10	1,484,620,929	10.99	886
11月末日	17,839,485.69	1,437,684,152	10.95	882
12月末日	17,733,497.97	1,429,142,601	10.96	883
2018年1月末日	17,754,868.54	1,430,864,856	11.05	891
2月末日	17,516,907.94	1,411,687,611	10.95	882
3月末日	17,164,860.04	1,383,316,071	10.84	874
4月末日	16,943,028.54	1,365,438,670	10.76	867
5月末日	16,647,155.64	1,341,594,273	10.70	862
6月末日	16,367,404.16	1,319,049,101	10.63	857
7月末日	16,334,318.09	1,316,382,695	10.61	855
8月末日	16,083,634.04	1,296,180,067	10.58	853

クラスA受益証券（ユーロ建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2017年8月末日	2,246,936.30	291,113,067	10.04	1,301
9月末日	2,244,421.78	290,787,286	10.07	1,305
10月末日	2,221,339.65	287,796,765	10.03	1,299
11月末日	2,212,658.56	286,672,043	9.99	1,294
12月末日	2,142,888.78	277,632,670	9.99	1,294
2018年1月末日	2,161,209.79	280,006,340	10.07	1,305
2月末日	2,140,239.87	277,289,478	9.98	1,293
3月末日	2,625,050.48	340,101,540	9.88	1,280
4月末日	2,534,986.37	328,432,834	9.80	1,270
5月末日	2,667,178.59	345,559,658	9.73	1,261
6月末日	2,649,947.58	343,327,208	9.67	1,253
7月末日	2,549,421.08	330,302,995	9.64	1,249
8月末日	2,540,799.49	329,185,982	9.61	1,245

< 参考情報 >

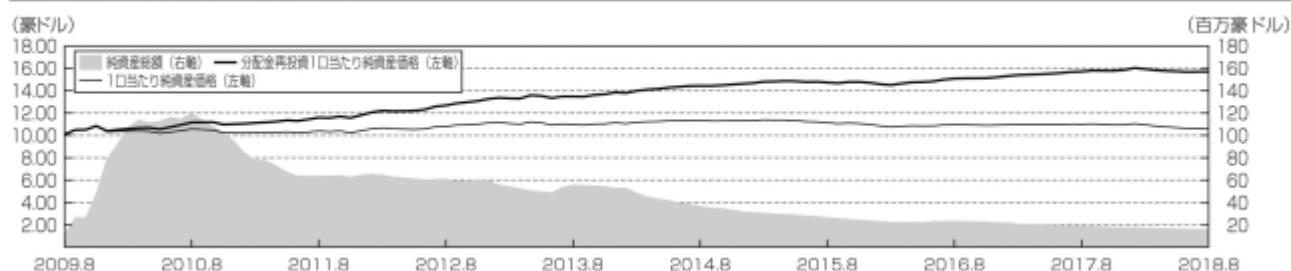
クラスA受益証券(米ドル建て)



2009年8月末から2018年8月末まで月末ベース

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、2009年8月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

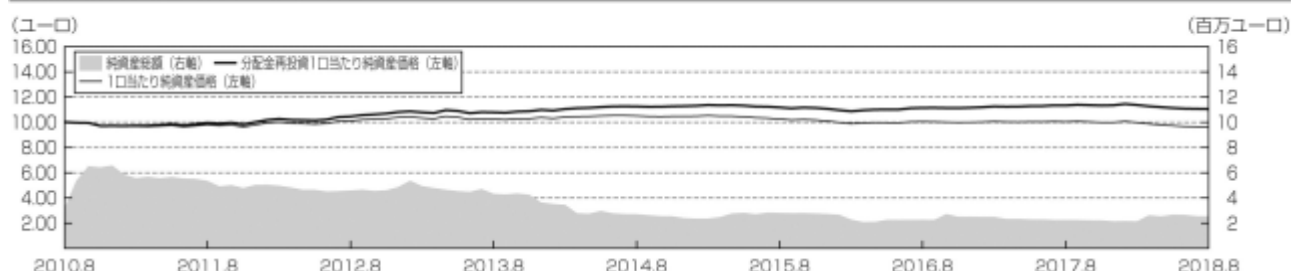
クラスA受益証券(豪ドル建て)



2009年8月末から2018年8月末まで月末ベース

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、2009年8月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

クラスA受益証券(ユーロ建て)



2010年8月末から2018年8月末まで月末ベース

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、2010年8月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

分配の推移

2018年8月末日前1年間における受益証券1口当たりの分配金（税引前）は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券（米ドル建て）

日付	1口当たり分配金（税引前）	
	米ドル	円
2017年9月20日	0.015	2
10月20日	0.015	2
11月20日	0.015	2
12月20日	0.015	2
2018年1月22日	0.015	2
2月20日	0.015	2
3月20日	0.015	2
4月20日	0.015	2
5月22日	0.015	2
6月20日	0.015	2
7月20日	0.015	2
8月20日	0.015	2

クラスA 受益証券（豪ドル建て）

日付	1口当たり分配金（税引前）	
	豪ドル	円
2017年9月20日	0.035	3
10月20日	0.035	3
11月20日	0.035	3
12月20日	0.035	3
2018年1月22日	0.035	3
2月20日	0.035	3
3月20日	0.035	3
4月20日	0.035	3
5月22日	0.035	3
6月20日	0.035	3
7月20日	0.035	3
8月20日	0.035	3

クラスA受益証券（ユーロ建て）

日付	1口当たり分配金（税引前）	
	ユーロ	円
2017年9月20日	0.015	2
10月20日	0.015	2
11月20日	0.015	2
12月20日	0.015	2
2018年1月22日	0.015	2
2月20日	0.015	2
3月20日	0.015	2
4月20日	0.015	2
5月22日	0.015	2
6月20日	0.015	2
7月20日	0.015	2
8月20日	0.015	2

< 参考情報 >

クラスA受益証券(米ドル建て)

第5会計年度 (2013年2月1日～2014年1月末日)	0.180米ドル
第6会計年度 (2014年2月1日～2015年1月末日)	0.180米ドル
第7会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	0.180米ドル
第8会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	0.180米ドル
第9会計年度 (2017年2月1日～2018年1月末日)	0.180米ドル
直近1年間の累計	0.180米ドル
設定来の累計	1.760米ドル

クラスA受益証券(豪ドル建て)

第5会計年度 (2013年2月1日～2014年1月末日)	0.450豪ドル
第6会計年度 (2014年2月1日～2015年1月末日)	0.420豪ドル
第7会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	0.420豪ドル
第8会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	0.420豪ドル
第9会計年度 (2017年2月1日～2018年1月末日)	0.420豪ドル
直近1年間の累計	0.420豪ドル
設定来の累計	4.270豪ドル

クラスA受益証券(ユーロ建て)

第5会計年度 (2013年2月1日～2014年1月末日)	0.180ユーロ
第6会計年度 (2014年2月1日～2015年1月末日)	0.180ユーロ
第7会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	0.180ユーロ
第8会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	0.180ユーロ
第9会計年度 (2017年2月1日～2018年1月末日)	0.180ユーロ
直近1年間の累計	0.180ユーロ
設定来の累計	1.410ユーロ

（注1）上記は、受益証券1口当たりの、税引前の数値である。

（注2）「直近1年間の累計」は、2017年9月1日から2018年8月末日までの、「設定来の累計」は、各クラスの運用開始日から2018年8月末日までの期間における分配金の累計額である。

収益率の推移

下記の期間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率（％）（注）		
	クラスA受益証券 （米ドル建て）	クラスA受益証券 （豪ドル建て）	クラスA受益証券 （ユーロ建て）
2017年9月1日～ 2018年8月末日	0.09	0.00	- 2.49

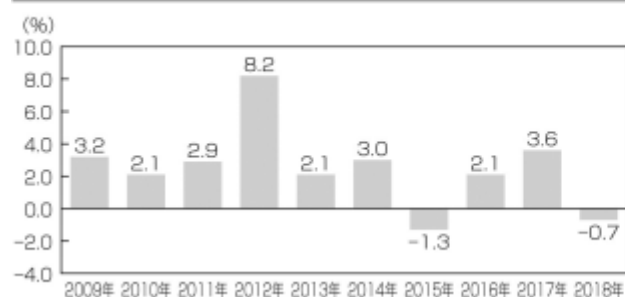
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年8月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間における分配金の合計額を加えた額）

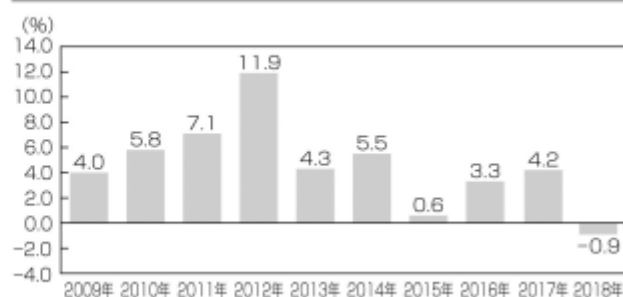
b = 2017年8月末日現在の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）

< 参考情報 >

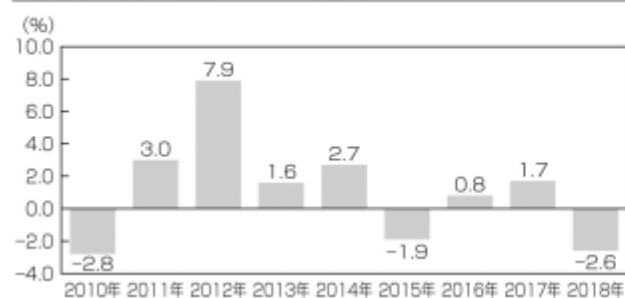
クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(ユーロ建て)



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、2009年については、当初募集価格（クラスA受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）とする。また、クラスA受益証券（ユーロ建て）の2010年については、当初募集価格（10.00ユーロ）とする。

（注2）2009年については8月14日から年末までの収益率を、クラスA受益証券（ユーロ建て）の2010年については8月20日から年末までの収益率を記載している。また、2018年については年初から8月末日までの収益率を記載している。

ポートフォリオにはベンチマークはない。

2 販売及び買戻しの実績

2018年8月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年8月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA受益証券 (米ドル建て)	13,640 (0)	303,386 (151,624)	1,511,660 (1,101,244)
クラスA受益証券 (豪ドル建て)	10,535 (0)	231,497 (204,940)	1,520,757 (1,311,455)
クラスA受益証券 (ユーロ建て)	116,438 (0)	75,880 (10,851)	264,343 (72,825)

(注) () の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

a．本書記載のファンドの邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第4項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル、豪ドル及びユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝111.06円、1豪ドル＝80.59円及び1ユーロ＝129.56円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

b．原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

(1) 資産及び負債の状況

ワールド・インカム・ポートフォリオ

純資産計算書（無監査）

2018年7月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		33,823,145	3,756,398
未実現損失		(2,128,473)	(236,388)
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	31,694,672	3,520,010
未収利息及び未収配当金	2(a)	95,629	10,621
投資売却未収入金	2(a)	11,125	1,236
資産合計		31,801,426	3,531,866
負債			
当座借越	2(a)	1,063	118
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	11,125	1,236
未払費用及びその他の負債	4,5,6,7,8	197,481	21,932
負債合計		209,669	23,286
純資産合計		31,591,757	3,508,581

38ページから43ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ワールド・インカム・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約（無監査）

2018年7月31日現在

	2018年7月31日現在		2018年1月31日現在		2017年1月31日現在		2016年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	31,591,757	3,508,581	35,761,108	3,971,629	45,504,529	5,053,733	51,267,556	5,693,775
1口当たり純資産額：								
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA分配型受益証券	10.88	1,208	11.19	1,243	10.89	1,209	10.69	1,187
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
クラスA分配型受益証券 (豪ドル建)	10.61	855	11.05	891	10.96	883	10.85	874
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
クラスA分配型受益証券 (ユーロ建)	9.64	1,249	10.07	1,305	10.02	1,298	9.99	1,294

38ページから43ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ワールド・インカム・ポートフォリオ
損益計算書及び純資産変動計算書（無監査）
2018年7月31日に終了した期間

	注記	米ドル	千円
期首純資産		35,761,108	3,971,629
収益			
受取配当金（源泉税控除後）	2(c)	555,562	61,701
その他の収益		6,491	721
収益合計		562,053	62,422
費用			
管理報酬	4	82,981	9,216
販売報酬	4	107,875	11,981
事務管理報酬	6	25,124	2,790
監査報酬	7	9,251	1,027
弁護士報酬		17,840	1,981
印刷費及びその他の報告費用		28,114	3,122
管理調整報酬	5	4,149	461
保管報酬	7	16,485	1,831
名義書換事務代行報酬		7,053	783
その他の報酬		23,860	2,650
費用合計		322,732	35,843
投資純利益		239,321	26,579
投資実現利得	2(a), 2(b)	74,688	8,295
投資実現損失		(38,044)	(4,225)
実現純損失：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(139,664)	(15,511)
当期間の実現純損失		(103,020)	(11,441)

（ 続 く ）

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		(300,592)	(33,384)
投資未実現損失の変動		(1,928,156)	(214,141)
当期間の未実現損失の純変動		(2,228,748)	(247,525)
営業活動による純資産の減少		(2,092,447)	(232,387)
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額		1,550,369	172,184
受益証券の買戻による正味支払額		(3,207,542)	(356,230)
受益証券の増減による純資産の減少		(1,657,173)	(184,046)
分配金宣言額	10	(419,731)	(46,615)
期末純資産		31,591,757	3,508,581

38ページから43ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ワールド・インカム・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書（無監査）

2018年7月31日に終了した期間

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA分配型受益証券	1,669,498	13,162	168,451	1,514,209
クラスA分配型受益証券 （豪ドル建）	1,606,128	107	66,431	1,539,804
クラスA分配型受益証券 （ユーロ建）	214,517	116,380	66,554	264,343

38ページから43ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 投資有価証券明細表等

ワールド・インカム・ポートフォリオ

投資明細表（無監査）

2018年7月31日現在

集团投資スキーム¹

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
1,657,418	ルクセンブルグ BlackRock Global Funds - Fixed Income Global Opportunities Fund X Class distributing (M) share	16,507,881	52.26
1,562,134	BlackRock Global Funds - Fixed Income Global Opportunities Fund X Class distributing (M) share AUD hedged	12,182,884	38.56
272,725	BlackRock Global Funds - Fixed Income Global Opportunities Fund X Class distributing (M) share EUR hedged	3,003,907	9.51
		31,694,672	100.33
集团投資スキーム合計		31,694,672	100.33
有価証券ポートフォリオ - 時価		31,694,672	100.33
その他の純負債		(102,915)	(0.33)
純資産合計 (米ドル)		31,591,757	100.00

¹ 関連当事者のファンドに対する投資である。詳細については、注記8を参照のこと。

ワールド・インカム・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるフィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティ・ファンドのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（フィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティ・ファンドのクラスX毎月分配型投資証券、豪ドル建クラスX毎月分配型投資証券（ヘッジ有）及びユーロ建クラスX毎月分配型投資証券（ヘッジ有）を含む。）の年次報告書及び財務諸表（監査済）並びに半期報告書及び財務諸表（無監査）の写しは、www.blackrock.comにて、または要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登録事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、ユージェーヌ・リュペール通り2-4番に所在している。

セクター別内訳

2018年7月31日現在

	純資産比率 (%)
集团投資スキーム	100.33
有価証券ポートフォリオ - 時価	100.33
その他の純資産	(0.33)
	100.00

38ページから43ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2018年7月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパート 1 に基づいて設定された。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）ではない。そして、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対してポートフォリオ及びリスク管理機能を実行するために、ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を選任している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

2018年7月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マナー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、受益証券クラスに細分化されている（付録 1 に詳述）。

各受益証券クラスは当ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当期間中の重要な事象

当期間中に発生した重要な事象はなかった。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マナー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、当ファンドは、管理会社の取締役会が承認した価格決定機関より提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の手續及び評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。

- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除き、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、１つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後４時（以下「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、１つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会により又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基いて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に算定された公正価値により評価される。

2018年７月31日現在、当該公正価値調整を適用した有価証券は、下表のとおりである。

ファンド	通貨	公正価値	純資産に対する割合
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	8,294,416	2.25%

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券１口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、１米ドルに安定させる手続を確立している。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に現実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 所有ポートフォリオは、市場価値を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価値を使用して受益証券１口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。

- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資に係る実現純利得及び損失

投資売却に係る実現純利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益 / 費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉徴収税控除後で表示される。
- ・ 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上の収益 / 費用として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当期間において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益 / 評価損は未実現純利益 / (損失) に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当期間において、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ契約を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び / 又は買建てる場合、信用事象(契約において事前に定められる。)発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドから支払われる又は当ファンドが受領する。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2018年7月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、2018年7月31日現在、すべてのポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、及びワールド・インカム・ポートフォリオ 米ドル	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マナー・マーケット・ファンド 米ドル
豪ドル	0.742750	0.740850
カナダ・ドル	0.766695	0.769320
スイス・フラン	1.010356	1.011327
デンマーク・クローネ	0.157125	0.157225
ユーロ	1.170500	1.171149
英ポンド	1.312749	1.314700
香港ドル	0.127414	0.127422
イスラエル・新シェケル	0.272113	0.273123
インド・ルピー	0.014580	0.014564
日本円	0.008937	0.009011
韓国ウォン	0.000894	0.000893
メキシコ・ペソ	0.053604	0.053903
スウェーデン・クローナ	0.113972	0.114314
シンガポール・ドル	0.734268	0.734835
新台湾ドル	0.032665	0.032672
南アフリカ・ランド	0.076111	0.076031

(f) 合算された数値

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

2018年7月31日現在、すべてのポートフォリオは繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 未履行契約は、借主に対する当ファンドの残存債務である。

2018年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは未履行ローン98,295米ドルを有しており、純資産計算書の「未履行ローン債務」に開示している。

3 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。

管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント(日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。)を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)により規制されている。

4 管理報酬及び販売報酬

当期間中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの0.45%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めにに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。管理会社は、投資顧問報酬を含む一定の費用及び報酬を管理報酬から支払っている。

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(以下「総販売会社」という。)との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社(3ページから4ページ(訳者注:原文のページ)に開示)等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの0.25%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬、販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

スーパー・マナー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理報酬、販売報酬及び管理調整報酬の放棄が行われた。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF 受益証券を除く）。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番（49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg）に所在するステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーを、ルクセンブルグにおける事務管理代行会社に任命した。

7 保管報酬

管理会社は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーと保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。

8 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、又は通常の条件により本人として行動し、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

9 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉徴収税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税（taxe d'abonnement）の対象になっており、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに対して年率0.05%が課される（スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。）。2018年7月31日終了期間では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支

払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ファンドが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

10 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド - 純収益（未払費用控除後の発生利息収益）が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び償還された受益証券は当該償還の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。

11 信用枠

2018年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠65,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2018年7月31日現在の借入引出額は、26,000,000米ドル（2017年度：25,000,000米ドル）であった。ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはFED又はLIBORレート（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

12 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2018年7月31日現在、担保として提供されている又は受け取った有価証券はなかった。

13 投資顧問会社

投資運用会社が全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。投資顧問会社は、目論見書に記載の通り、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド（以下「BIMUK」という。）、ブラックロック・ジャパン株式会社（以下「BLKJPN」という。）及びブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「BFMインク」という。）である。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

ファンド	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	BLKJPN
世界株式インカム・ポートフォリオ	BIMUK
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	BFMインク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	BFMインク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	BLKJPN

14 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

15 ブローカーに対する債権 / 債務

当ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ契約の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。純資産計算書のブローカーに対する債権 / 債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った / 相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

16 後発事象

当期間末後に発生した重要な後発事象はなかった。

17 訴訟

2015年5月、モーターズ・リクイデーション・カンパニー・アボイダンス・アクション・トラストは、ゼネラル・モーターズの破産財産の信託管理人及び管財人として、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所において、ゼネラル・モーターズの一定の債券（以下「当債券」という。）の過去の保有者に対する訴状の送達を開始した。当訴訟の被告である当債券の過去の保有者には、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ（以下「I S P」という。）が含まれている。I S Pに加えて、当訴訟では、多数のブラックロックのファンドを含む500超の他の機関投資家が被告とされている。被告は、支払にあたり全額保証されるという条件で当債券につき全額の支払いを受けている。原告は、I S Pとその他の被告は2009年の支払い時点で保証された債権者ではなく、全額の支払いを受ける権利はなかったと主張している。原告は、I S Pとその他の被告に対する、当債券の元本及び利息として2009年に受け取った全額の返還命令を求めている。I S Pは訴訟の結果又はI S Pの純資産価額への影響（存在する場合）を予測することができないため、本件に関連する訴訟に関する負債は財務諸表に反映されていない。

付録 - 受益証券クラス（無監査）

発行済受益証券クラス

2018年7月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

 クラス A

豪ドル建クラス A 分配型受益証券

ユーロ建クラス A 分配型受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

日本円建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

 クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

 クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

 クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

 クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

 クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

 クラス F¹

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券¹

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

 クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当期間中に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

当期間中に販売終了した受益証券クラスはなかった。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約5,553万円）で、2018年8月末日現在全額払込済である。
なお、1株12.5米ドル（約1,388円）の記名株式40,000株を発行済である。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。

2018年8月末日現在、管理会社は、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託であるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの5本のポートフォリオを管理している。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、2,324,696,636.27米ドルである。

（３）その他

管理会社の親会社であるブラックロック・インクおよびその多数の子会社（以下、総称して「ブラックロック」という。）は、その時々において、通常の業務過程で生じる業務上の訴訟の対象となっている。過去の訴訟のいずれも、ブラックロックの業務に重大な影響を及ぼしたことはなく、また現在係属中の訴訟のいずれも、かかる重大な影響を及ぼすことはない見込みである。

上記を除いて、本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．本書記載の管理会社の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、欧州連合が承認した国際財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第4項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年8月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝111.06円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

- b．原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

(1) 資産及び負債の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

(登録番号 : B 34.079)

財政状態計算書(無監査)

2018年 6 月30日現在

	注記	2018年 6 月30日現在		2017年12月31日現在	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産					
非流動資産					
その他の非流動金融資産		806	89,514	801	88,959
流動資産					
売掛金及びその他の債権	6	1,912	212,347	1,948	216,345
現金及び現金同等物	7	4,284	475,781	3,820	424,249
		6,196	688,128	5,768	640,594
資産合計		7,002	777,642	6,569	729,553
資本及び負債					
資本					
資本金	8	500	55,530	500	55,530
その他の剰余金	9	532	59,084	529	58,751
利益剰余金		4,389	487,442	4,050	449,793
資本合計		5,421	602,056	5,079	564,074
流動負債					
買掛金及びその他の債務	10	1,581	175,586	1,490	165,479
資本及び負債合計		7,002	777,642	6,569	729,553

2018年 9 月24日に取締役会の承認を得て、下記の者が代表して署名した。

 ジョアン・フィッツジェラルド

取締役

 ジェフ・ラドクリフ

取締役

3 ページから10ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表(無監査)の不可欠な一部である。

(2) 損益の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
損益計算書(無監査)

2018年 1 月 1 日から2018年 6 月30日までの期間

	注記	2018年 1 月 1 日から 2018年 6 月30日までの期間		2017年12月31日に 終了した年度 (修正再表示後)*	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
収益	3	7,167	795,967	13,269	1,473,655
売上原価		(6,595)	(731,441)	(12,120)	(1,346,047)
売上総利益		572	63,526	1,149	127,608
管理費用		(102)	(11,328)	(145)	(16,104)
営業利益	4	470	52,198	1,004	111,504
金融収益		5	555	7	777
デリバティブ金融商品に係 る純利得 / (損失)		15	1,666	3	333
		20	2,221	10	1,111
税引前利益		490	54,419	1,014	112,615
法人所得税費用	5	(148)	(16,437)	(213)	(23,656)
当期間 / 当期純利益		342	37,983	801	88,959

上記の業績は継続事業から生じたものであった。

上記の純利益以外に当期間その他の包括利益はなかった。

*注記13「修正再表示」を参照のこと。

3 ページから10ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表(無監査)の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

中間財務諸表に対する注記（無監査）

2018年1月1日から2018年6月30日までの期間

1 全般的情報

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（以下「当社」という。）の主な事業は、ルクセンブルグの投資信託の投資運用・管理サービスの提供、及びブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ内のファンドに対する持分の分割できない共有権者であることの証書又は文書の発行を行うことである。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズは、現在、以下の個別の5つのポートフォリオに投資する機会を投資家に提供している。

- ・スーパー・マネー・マーケット・ファンド
- ・世界株式インカム・ポートフォリオ
- ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
- ・ワールド・インカム・ポートフォリオ
- ・グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

当社の登記上の事務所の住所は、以下の通りである。

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35 A 番（35A, Avenue JF Kennedy, Luxembourg L-1855, Grand Duchy of Luxembourg）

当社の取締役

当期間に取締役であった者は以下の通りである。

グラハム・バンピング

ジョアン・フィッツジェラルド

フランシーヌ・カイザー

エイドリアン・ローレンス

ジェフ・ラドクリフ

レオン・シュワブ

法定外の当中間財務諸表(無監査)は、2018年9月24日に取締役会により発行の承認を受けた。

2 会計方針

新たに採択された下記の会計基準の適用を除き、法定外の当中間財務諸表(無監査)の作成に適用した重要な会計方針は、2017年12月31日終了年度の財務諸表(監査済)に適用したものと同一であり、これらはすべて当期間を通じて首尾一貫して適用している。

作成の基礎

法定外の当中間財務諸表(無監査)は、欧州連合が採択した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及びIFRS解釈指針委員会の解釈指針の認識及び測定原則に準拠して作成されている。

当財務諸表は、米ドルで表示されている。

当財務諸表には、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの単体企業の情報が含まれており、グループの親会社としての連結財務情報は含まれていない。

継続企業の前提

当社の継続企業の前提を評価する上で、取締役は、様々な要因（当社の財政状態及び特に重要な正味現金ポジションを含む。）を考慮している。報告日現在において、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。これに加えて、事業から資金を生成する能力の実績から、取締役は、当社が事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来において事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、取締役報告書及び財務諸表の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

会計方針の変更

新基準及び改訂基準の適用

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）

当中間財務諸表からIFRS第15号を適用している。IFRS第15号では、企業が顧客との契約から生じる収益について会計処理を行う際に適用する包括的な単一モデルを定めている。IFRS第15号は、IAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」並びに関連指針等の従来の収益認識に関する指針に置き換わるものである。

IFRS第15号では、企業は収益を、履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）（すなわち、特定の履行義務の基礎となる財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点）で、サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の額（以下「取引価格」という。）で認識する。当社は、複数のサービスを含んでいる可能性のある契約を締結し、当該サービスが別個のものであると判断された場合には、それらを区分して会計処理を行っている。当社のサービスに対する報酬は、その額が当社の影響力の及ばない市況に応じて変動し得ることから、通常変動対価の形式をとる。変動対価については、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合（すなわち、関連する不確実性が解消された場合）に、取引価格の一部に含めている。一部の顧客との契約に関しては、顧客へのサービス提供にあたり第三者や関連当事者を関与させているが、通常当社は、約束したサービスを顧客に移転する前に支配しているため、これらの契約において本人と見なされる。したがって、収益と関連コストを総額で表示している。

投資顧問及び管理報酬

投資顧問及び管理報酬は、サービスを一定の期間にわたり履行するにつれて認識している。当該報酬は、主に純資産価額、運用対象資産（以下「AUM」という。）又は受託資本に対する所定の料率に基づいており、AUMの増減（市場価値の増加若しくは減少、為替換算、又は正味インフロー若しくはアウトフロー等）の影響を受ける。投資ファンドに係る投資顧問及び管理報酬は、当該ファンドの契約上の費用上限額に従い放棄又は自発的に放棄した純額の報酬額を表示している。

販売報酬

当社は、ファンドに係る販売報酬を、ファンドの管理業務とは分けて別個のサービスとして会計処理を行っている。これは、顧客がサービスからの便益をそれ単独で得ることができ、かつ当該サービスを区分して識別可能（すなわち、約束したサービスの性質がサービスのそれぞれを個々に移転すること。）であるためである。当社は、当社が管理している一定のミューチュアル・ファンドの元引受会社及び／又は販売会社を務めている場合のアップフロント・フィー及び継続的な販売報酬を、販売報酬収益に計上している。継続的販売報酬は、通常、純資産価額に基づいており、金額が判明した時点で認識している。販売業務の履行は一時点で充足されることから、当社が認識した継続的販売報酬の一部は、（当期間に収益認識基準を充足した）過年度に履行したサービスに関連している場合がある。継続的な受益者向けサービスに係る報酬収益については、当該サービスを一定期間にわたり履行した時点又は履行するにつれて認識している。当社は、当社が管理する一定のファンドに代わって、様々なファンドの販売及び受益者向けのサービスを行う契約を第三者と締結している。当該契約は、通常ファンドが支払う管理報酬の一部として又は純資産価額に対する所定の料率により金額が定められる。これらの取引において当社は本人と見なされるため、販売報酬と発生した販売及びサービス提供コストを総額で表示している。

2017年12月31日終了年度の監査済財務諸表に記載の通り、IFRS第15号が当社の財務諸表に与えた主な影響は収益の表示である。これにつき当期間では、グループ会社に対して支払う一定の割戻報酬及び事務管理サービス報酬を収益から控除せず、総額で開示している。当社は、この変更を遡及適用してお

り、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い前年度について修正再表示を行うとともに、該当ある場合には認められた実務上の便法を適用している。注記13では、当該変更の前年度に対する影響について要約している。

IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）

当中間財務諸表からIFRS第9号を適用している。IFRS第9号では、金融資産及び金融負債の分類及び測定について定めている。

当社の金融資産及び金融負債に関する分析並びに現存する事実及び状況に基づく、IFRS第9号の当社財務諸表に対する影響についての取締役の評価は、以下の通りである。

分類及び測定：

すべての金融資産及び金融負債は、従来採用していた方法と同一の方法により引き続き測定する。

減損：

金融資産の減損に関するIFRS第9号の適用による財務諸表に対する重要な影響はない。

ヘッジ会計：

当社はヘッジ会計を適用していないため、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の適用による当社財務諸表に対する重要な影響はない。

3 収益

当社の収益は、すべてミューチュアル・ファンドの投資運用及び関連サービスの提供に関するものである。下表では、2018年1月1日から6月30日までの期間及び2017年12月31日終了年度の当社の収益を表示しており、投資顧問報酬、管理報酬、及び販売報酬を投資形態毎に分解している。当社の収益認識方針及びIFRS第15号の適用の詳細については、注記2「会計方針」を参照のこと。

	2018年1月1日から 2018年6月30日までの 期間	(単位：千米ドル) 2017年12月31日に 終了した年度 (修正再表示後)
投資顧問報酬、管理報酬、及び販売報酬：		
複合資産	3,036	5,483
現金運用	2,542	4,290
債券	1,305	2,906
株式	284	590
投資顧問報酬、管理報酬、及び販売報酬合計	7,167	13,269

4 営業利益

以下を控除して表示している。

	2018年1月1日から 2018年6月30日までの 期間	(単位：千米ドル) 2017年12月31日に 終了した年度
為替差損	17	1

5 法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、地方事業税及び富裕税の対象となっている。法人所得税及び地方事業税は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2018年1月1日から 2018年6月30日までの 期間	2017年12月31日に 終了した年度
当期税金		
ルクセンブルグの法人税	148	220
ルクセンブルグの法人税の過年度の修正	-	(7)
	148	213

差異の調整は以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2018年1月1日から 2018年6月30日までの 期間	2017年12月31日に 終了した年度
税引前利益	490	1,014
標準税率での法人税	127	275
課税所得(税務上の欠損金)の算定上、損金不算入となる費用の影響による増加/(減少)	-	2
未認識の税務上の欠損金又は税額控除による当期税金の増加/(減少)	21	(57)
過年度の修正による当期税金の増加/(減少)	-	(7)
税金費用合計	148	213

6 売掛金及びその他の債権

	(単位：千米ドル)	
	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
関連当事者に対する債権	330	242
未収収益	1,578	1,702
その他の債権	4	4
売掛金及びその他の債権	1,912	1,948

すべての売掛金及びその他の債権は1年以内に期限到来予定である。

7 現金及び現金同等物

(単位：千米ドル)

	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
銀行預金	4,284	3,820

8 資本金

割当済・全額払込済株式

	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	千株	千米ドル	千株	千米ドル
普通株式 1株当たり12.50米ドル	40	500	40	500

9 剰余金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10%に達するまで、最低でも年間純利益（前期繰越損失控除後）の5%を法定準備金に繰り入れることが要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに上限額である50千米ドルに達していたため、当期間又は前年度に繰入れは行わなかった。

富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社が富裕税の控除を受けるために、富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金の額は、予想される富裕税控除額の5倍である。富裕税負債に関して当該税額控除の恩恵を受けるには、この富裕税特別準備金は5年間分配できない。当該準備金は財政状態計算書のその他の剰余金に含まれている。

当期間中に128千米ドル（2017年12月31日終了年度：124千米ドル）を富裕税準備金に繰り入れた。

さらに、2012年度以前に繰り入れた富裕税に関する当該準備金125千米ドル（2017年12月31日終了年度：45千米ドル）を取り崩し、富裕税準備金から利益剰余金に振り替えた。

2018年6月30日現在の富裕税準備金は、482千米ドル（2017年12月31日現在：479千米ドル）である。

10 買掛金及びその他の債務

(単位：千米ドル)

	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
関連当事者に対する債務	1,526	1,453
その他の債務	55	37
	1,581	1,490

すべての買掛金及びその他の債務は1年以内に期限到来予定である。

11 関連当事者取引

当期間及び前年度中に発生した関連当事者との取引は、最終的親会社が支配する他の企業とのサービス費用に関連している。下表の利益及び費用の金額は、総額で表示している。

関連当事者からの利益及び債権

（単位：千米ドル）

2018年度	親会社	兄弟会社
関連当事者に対する債権	300	30

（単位：千米ドル）

2017年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	242

関連当事者に対する支出及び債務

（単位：千米ドル）

2018年度	兄弟会社
委託した投資運用サービス	4,756
その他の費用	65
	4,821
関連当事者に対する債務	1,526

（単位：千米ドル）

2017年度	親会社	兄弟会社
委託した投資運用サービス	-	8,820
その他の費用	-	102
	-	8,922
関連当事者に対する債務	172	1,281

当年度中に管理者若しくは取締役会又はその他の関連当事者に対する貸付金はなかった。

12 親会社及び最終的親会社

当社の直接的な持株会社はブラックロック・グループ・リミテッド - ルクセンブルグ支店であり、最終的親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。当グループの財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから請求することにより、又は55 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、若しくはinvrel@blackrock.comに電子メールで請求することにより入手できる。

13 修正再表示

注記2に記載の通り、当社は、当中間財務諸表からIFRS第15号を適用し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い前年度について修正再表示を行っている。下表は、当該修正再表示が損益計算書の数値に与えた影響の要約である。

(単位：千米ドル)			
	前年度報告額	(i)	修正再表示後
収益	1,149	12,389	13,538
売上原価	-	(12,389)	(12,389)
売上総利益	1,149	-	1,149
管理費用	(145)	-	(145)
営業利益	1,004	-	1,004
金融収益	7	-	7
デリバティブ金融商品に係る純利得	3	-	3
税引前利益	1,014	-	1,014
法人所得税費用	(213)	-	(213)
当期純利益	801	-	801

(i) 2017年12月31日終了年度の収益は、他のグループ会社に対する投資運用・事務管理サービス費用及び割戻報酬を控除した純額で表示していたが、注記2に記載の通り、IFRS第15号に従い収益を総額で表示している。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。なお、全文訂正（更新）の場合には下線を付しておりません。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

３ 投資リスク

<訂正前>

（前略）

（２）リスクに対する管理体制

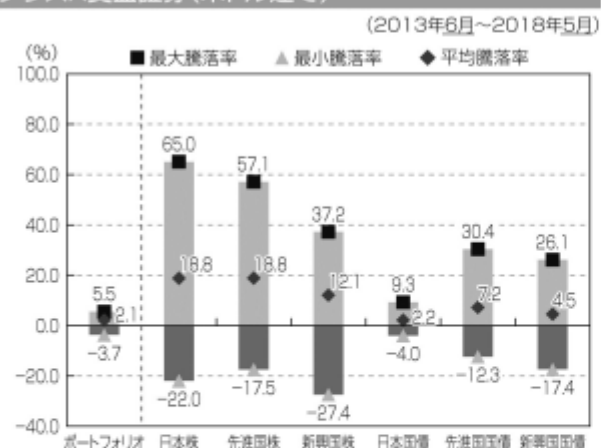
（中略）

（注）上記の記載は、2018年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

< 参考情報 >

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

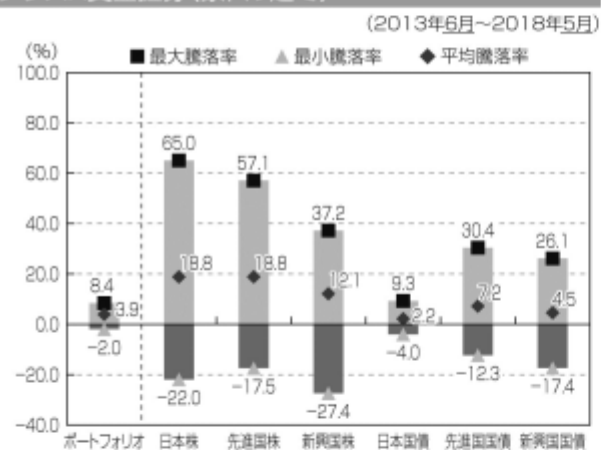
クラスA受益証券(米ドル建て)

ポートフォリオの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

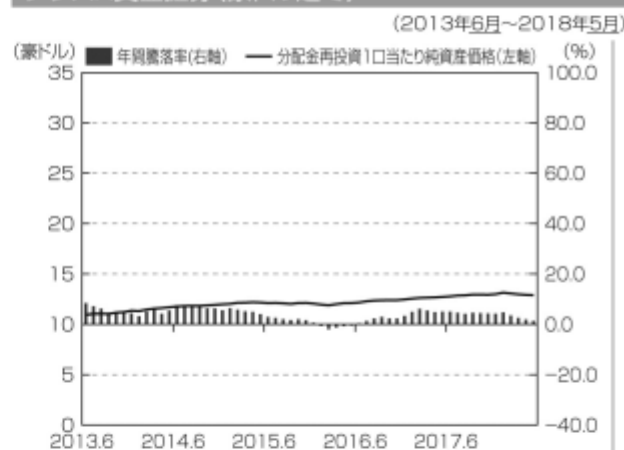
クラスA受益証券(米ドル建て)



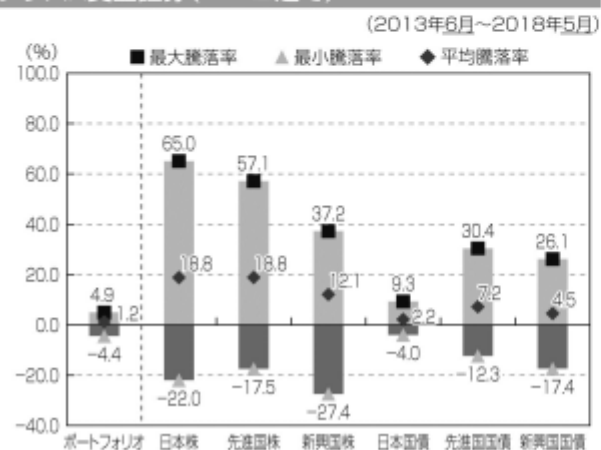
クラスA受益証券(豪ドル建て)



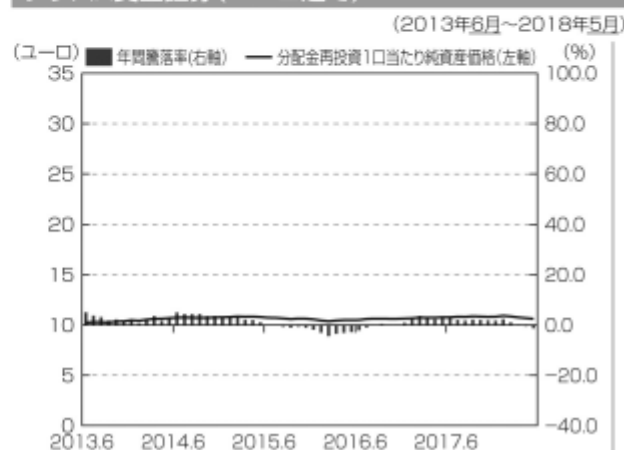
クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(ユーロ建て)



クラスA受益証券(ユーロ建て)



※前記のポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較のグラフは、2013年6月から2018年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオの各受益証券(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。ポートフォリオの各受益証券については、税引前分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資1口当たり純資産価格を用いて算出しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて算出した年間騰落率とは異なることがある。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株……… 東証株価指数(配当込み)

先進国株…… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス
(配当込み、円ベース)

日本国債…… NOMURA-BPI国債

先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスー
エマージング・マーケット・グローバル
ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※前記のポートフォリオの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移のグラフは、2013年6月から2018年5月の5年間の各月末における分配金再投資1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。)について、2013年6月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(2) リスクに対する管理体制

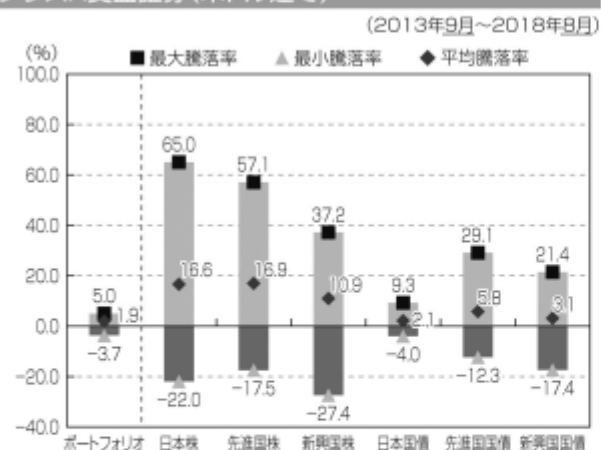
(中略)

(注) 上記の記載は、2018年 8 月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

< 参考情報 >

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

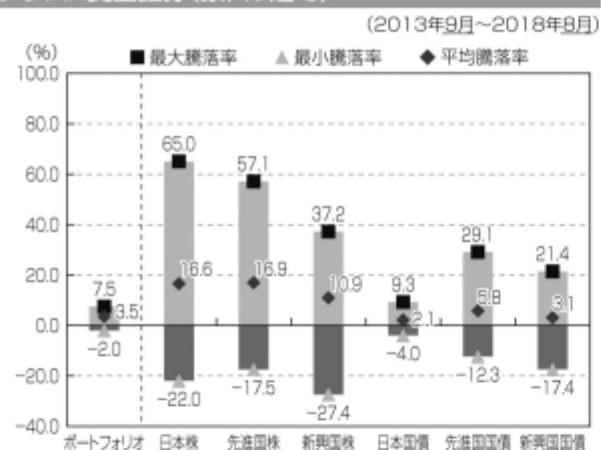
クラスA受益証券(米ドル建て)

ポートフォリオの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

クラスA受益証券(米ドル建て)



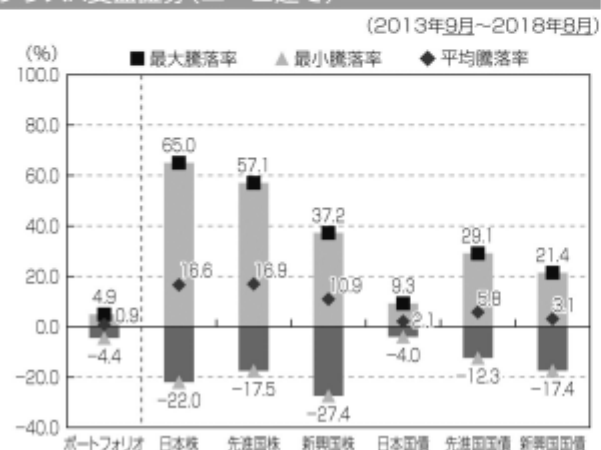
クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(ユーロ建て)



クラスA受益証券(ユーロ建て)



※前記のポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較のグラフは、2013年9月から2018年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオの各受益証券(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。ポートフォリオの各受益証券については、税引前分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資1口当たり純資産価格を用いて算出しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて算出した年間騰落率とは異なることがある。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(配当込み)

先進国株……… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株……… MSCIエマージング・マーケット・インデックス
(配当込み、円ベース)

日本国債……… NOMURA-BPI国債

先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスー
エマージング・マーケット・グローバル・
ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※前記のポートフォリオの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移のグラフは、2013年9月から2018年8月の5年間の各月末における分配金再投資1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。)について、2013年9月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

日本

2018年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

日本

2018年10月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

「第3 投資信託制度の概要」については、以下の内容に更新されます。

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
A I F M D	オルタナティブ投資信託運用者（以下「A I F M」という。）に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011 / 61 / E U
A I F M 法	オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE C が継承）
E U	欧州連合（特に、E C により構成）
F C P	契約型投資信託
K I I D	指令2009 / 65 / E C（以下に定義される。）第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当するとみなされる国
パート ファンド	（特に指令2009 / 65 / E Cをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 所在加盟国	指令2009 / 65 / E C 第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S V 指令	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および欧州理事会の指令2009 / 65 / E Cを、保管受託機能、報酬に関する方針および制裁に関して改正する欧州議会および欧州理事会の2014年7月23日付指令2014 / 91 / E U

I . ルクセンブルグの投資信託の形態

1 . 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS 指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC（以下「UCITS 指令」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「SIF法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供する。SIF法は、2012年3月26日付法律により改正された。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令である指令2009/65/EC（以下「指令2009/65/EC」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2 . 2010年法の効力発生

- 既存のUCITSおよびUCITS管理会社は、2011年7月1日に2010年法の適用対象となった。2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、その簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書（以下「KIID」という。）に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。
- 2011年1月1日以降、これまで2002年パート に従っていたUCIは、2010年法パート の適用対象となる。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。
- 2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。
- 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

3 . AIFM法の効力発生

- AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法およびSIF法等を改正するものである。この点については後記「 . AIFM法」を参照のこと。

4 . UCITS V 指令の導入

- U C I T S V 指令は2016年3月18日に発効し、また、U C I T S V 指令を導入するルクセンブルグの2016年5月10日法は、2016年6月1日に発効した（U C I T S V 法）。
- 2015年12月18日、保管受託銀行の責任に関してU C I T S V 指令を補完する委員会の委託規則（E U）2016 / 438（レベル2措置）が公布された。当該規則は、その後、2016年3月24日に欧州連合官報（O J E U）にて公表され、2016年10月13日より適用されている。
- （将来のE Uのレベル2措置を見込んだ）C S S F 通達14 / 587は現在、2016年10月13日に発効したC S S F 通達16 / 644に取って代えられた。レベル2措置が特に適用されるすべての規定（特に保管受託銀行との契約内容）は、新たな通達から除外された。当該通達は、U C I T S V 法およびレベル2措置が特に適用されない特定の側面を明確にすることだけでなく、U C I T S V 法およびレベル2措置の特定の側面を明確にすることを目的としている。
- 2016年2月1日、E S M AはU C I T S 指令の申請書に関する総合版の質問および回答（Q & A）を公表し、かかるQ & Aは、U C I T S ファンドの書類作成におけるU C I T S V 指令の最新情報に関する3つの新しい質問を含んでいる（かかるQ & Aの6頁および7頁）。2016年11月21日、E S M Aは、U C I T S 指令の適用に関する更新されたQ & Aを発表した。Q & Aには、主要投資家情報文書（K I I D）に追加される情報ならびに証券金融取引および転換（S F T R）の透明性に関するE U規則2015 / 2365に基づく開示上の要請に関連する質問について特に記載している。

5 . U C I T S V 指令に基づくきわだった変更に関する高レベルの概観

- 第 章に記載されるとおり、2010年法に服するルクセンブルグのU C I T S およびルクセンブルグのU C I に適用される規定は、U C I T S V 法の効力が発生したことにより変更された。以下に当該変更に関する高レベルの概観を表記する。
- 保管受託銀行の責任体制

U C I T S V 指令は保管受託銀行として行為することのできる適格事業体に対する規制を強化する。国家の中央銀行、十分な資金および適切なインフラを有する金融機関および規制された企業のみがU C I T Sの保管受託銀行としての適格性を有し、すべてのU C I T S資産の保管を維持する。

U C I T Sの資産は保管受託銀行が支払不能となった場合、加盟国の支払不能に関する法律に規定されるとおり、明確な分別管理規則および防御規定により保護される。

保管受託銀行の責任は強化されている。保管受託銀行は、保管されているいかなるU C I T Sの資産の損失に対しても責任を負う。U C I T Sの投資家は常に、保管受託銀行に対して直接、救済を求める権利を有し、管理会社がかかる任務を遂行する能力に依拠することはない。すべての保管受託契約は、U C I T S V 委託規則（2016 / 438）において概説される6か月の移行期間中（すなわち、2016年10月13日より前）に更新されなければならなかった。

2018年2月6日に可決されたオムニバス法に従い、U C I T S Vの保管受託銀行制度は、ルクセンブルグの領域内の小口投資家に販売される、ルクセンブルグにおいて認可または登録されたA I F Mによって運用されるパート ファンドにのみ適用されることとなった。

- 報酬

UCITSの管理会社に対する報酬方針は、報酬慣行が、過度なリスク負担を推奨しないようにし、その代わりに健全かつ有効なリスク管理を推進するために導入されている。報酬慣行の透明性は強化される。かかる報酬方針は、AIFMD法の報酬方針に沿ったものである。

かかる報酬方針に関する情報は、2016年3月18日に、会社のウェブサイトにおいて提供されなければならなかった。2016年3月18日までにUCITS目論見書にかかる情報により更新する必要はなかった。しかしながら、2016年3月18日より後にその他の目的のために目論見書を修正する最初の機会には、かかる情報を目論見書に含める必要がある。KIIDは、2016年3月18日より後の可能となった最初の機会または次回の年次更新時に、報酬情報が含まれるよう更新されなければならない。

さらに、UCITS V 法の第33条第2項に従って、上記の報酬に関する情報についても年次報告書に含まれるものとする。

- 統一された制裁制度

UCITS V 指令は、有効かつ統一された制裁を確保するため、既存の制度を強化する。協力関係が強化された統一システムは、UCITSの規則違反をより有効に発見できるようにする。

2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI（2016年5月10日法により改正済）

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS（以下「パートI」という。）

パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、指令2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パート ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本書の日付現在、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのF C Pについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- F C Pは、ルクセンブルグの商業および会社登録機関（以下「R C S」という。）において登録されなければならない*。

（*）会社および組織に関する法律上の公表に係る制度を改革する2016年5月27日法を参照のこと。

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行に対し保管機能、監督機能およびキャッシュ・フローの監視機能を委託する旨の書面による契約によって証明されなければならない。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、払戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。
- 投資家の利益のために、独立して、かつ単独で行為すること。

保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視について責任を負い、とりわけ、U C I T Sによって申込みおよび金銭が適切に受領されていることを確保し、現金が管理会社およびU C I T Sの名義で開設された個別の勘定に正確に帳簿記入されていることを確保する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうするために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

契約型投資信託の資産は、以下のとおり、保管受託銀行の保管に付されるものとする。

a) 保管されうる金融商品について保管受託銀行は、以下を行うものとする。

(i) 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録しうするすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付されうるすべての金融商品を保管すること。

() 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録しうするすべての金融商品が、通達2006 / 73 / E C第16条に記載の原則に従って、保管受託銀行の帳簿に契約型投資信託を代理して行為する管理会社の名義で開設された分別勘定内に登録され、随時適用法に従って契約型投資信託に帰属すると明確に特定されることを確保すること。

b) その他の資産について保管受託銀行は、以下を行うものとする。

(i) 契約型投資信託を代理して行為する管理会社によって提供された情報もしくは文書または（利用可能となる場合には）外部の証拠に基づき契約型投資信託が所有権を有しているか評価することにより、かかる資産に対する契約型投資信託の所有権を確認すること。

() 契約型投資信託が所有権を有することが確認された資産について、記録を保管し、当該記録を更新すること。

保管受託銀行は、管理会社に対し、契約型投資信託のすべての資産の包括的な目録を定期的に提供するものとする。

保管受託銀行が保管する契約型投資信託の資産は、保管受託銀行または保管権限が委託されたいかなる第三者によっても、自身の勘定のために再利用されてはならない。ただし、以下の場合を除く。

a) 資産の再利用が契約型投資信託の勘定のために実行される場合。

b) 契約型投資信託を代理してなされた管理会社の指示を保管受託銀行が遂行する場合。

c) 再利用が契約型投資信託および受益者の利益のためである場合。

d) 取引が所有権譲渡契約に基づき契約型投資信託によって受領された高品質かつ流動性のある担保によってカバーされる場合。

担保の市場価値は、あらゆる時点において、再利用資産の市場価値とプレミアムの合計額またはそれ以上であるものとする。

保管受託銀行および / またはルクセンブルグに所在する第三者で契約型投資信託の資産の保管を委託された者が支払不能となった場合、保管されている契約型投資信託の資産は、かかる保管受託銀行および / またはかかる第三者の債権者間での分配またはかかる債権者の利益のための換金を目的に利用することはできない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図での任務委託ではない場合。
- b) 保管受託銀行が当該委託に客観的な理由があると証明できる場合。
- c) 保管受託銀行が、その任務の一部を委託することを予定している第三者を選定および任命するにあたって、すべての正当な技量、配慮および注意を行使し、かつ、その任務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託された事項に関連する当該第三者の手配状況の定期的な精査および継続的な監視においても、引き続きすべての正当な技量、配慮および注意を行使する場合。

上記にかかわらず、第三国の法律上、特定の金融商品が現地の法主体によって保管されることが義務付けられている場合で、その点において定められた委託要件を充足する現地の法主体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を充足する現地の法主体が存在しない期間に限り、かつ、以下の場合に限り、当該第三国の法律上義務付けられる範囲内でのみ当該現地の法主体にその権限を委託することができる。

- a) 当該契約型投資信託の受益者が、その投資前に、かかる委託が第三国の法律における法的制約によって義務付けられている事実、かかる委託を正当化する状況およびかかる委託に伴うリスクについて適切に知らされている場合。
- b) 管理会社が、契約型投資信託を代理して、保管受託銀行に対してかかる金融商品の保管にかかる現地の法主体に委託するよう指示した場合。

なお、第三者は、当該権限を同一の条件の下で再委託することができる。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及できるようになり、受益者は保管受託銀行を提訴できるようになった。

保管受託銀行の責任は、第三者に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行またはその委託先によって保管された資産が消失した場合、保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額の資産を遅滞なくUCITSに返還する義務を負う。さらに、保管受託銀行は、要求される基準に沿ってその職務を遂行したことにつき立証責任を負う。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有しうる投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は、F C Pに関するものと統一されることとなった（上記1.2.1.1.）。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同様であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同様であること。

- かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏付けとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- CSSFは、とりわけOTCデリバティブ取引について受領された担保の運用に関する要件を詳しく定め、カウンターパーティー・リスクの計算に関する情報を提供する2013年2月18日付CSSF通達13/559を制定している。CSSF通達13/559は、2014年10月1日に発効し、ESMAが2014年8月1日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針（ESMA/2014/937 ENを参照のこと。）」の改訂版を投資信託に関する2010年12月17日法パート に従うUCITSに適用されるルクセンブルグ法に移行することを目的としているCSSF通達14/592に取って代えられた。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品

- C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記 3 つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第 4 指令78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T S は、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用 U C I T S に関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。特に、U C I T S の資産の信用度を評価するにあたって、信用格付機関に関する欧州議会および理事会の2009年 9 月16日付規則（E C ）第1060 / 2009号第 3 条第 1 項(b)に定義される信用格付機関によって発行された信用格付のみに、また、それらに機械的に依拠してはならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を C S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10) (e) に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10) に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10) に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3) に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は 5 %を超えてはならない。
- (b) U C I T S がその資産の 5 %を超えて投資する各発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過して

はならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。

上記(a) に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われた O T C デリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a) の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a) の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

U C I T S がその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該 U C I T S の資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c) および(d) に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b) に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c) および(d) に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c) および(d) に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該 U C I T S の資産の35%を超えてはならない。指令83/349/E E C または公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15) に記載される制限に反することなく、(10) に記載する制限は、U C I T S の約款または設立文書に従って、その投資方針の目的が C S S F の承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10) にかかわらず、C S S F は、U C I T S に対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の E U 加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる

種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。

U C I T SがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のU C I T Sおよび/または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

(b) U C I T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009 / 65 / E C に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、U C I T S は、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一 U C I T S またはその他の U C I の受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記() ないし() の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a) および(b) は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数の E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) E U 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U 非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15) (a) および(b) に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10) および(13) の制限を超過した場合は、(16) が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A) の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可された U C I T S には、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12) および(13) は適用されない。
- (b) 上記(a) の制限が U C I T S のコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人または F C P のために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a) にかかわらず、

1) U C I T S は、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはF C Pの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

U C I T S が、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのU C I T S の資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1) ないし(9) の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a) は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4) および(5) に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4) および(5) に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T S の投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S R ガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U 指令2007 / 16 / E C を、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、C S S F は、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08 / 339 (以下「通達08 / 339」という。)を出した。

通達08 / 339は、2002年法の関連規定 (2010年法の対応する規定により取って代えられる。) の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08 / 339は、2008年11月26日付でC S S F により発表された通達08 / 380により改正された。

2008年6月4日に、C S S F は、特定の証券貸付取引においてU C I T S が利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F 通達08 / 356を出した。通達08 / 356は、2011年5月30日付でC S S F により発表された通達11 / 512により改正された。

通達08 / 339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08 / 339は、U C I T S のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸付取引によってU C I T S のポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

2013年2月18日にC S S F は、欧州証券市場監督局 (以下「E S M A」という。) が2012年12月18日に発表した「監督当局およびU C I T S 運用企業のための指針 - E T F およびその他のU C I T S 銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行する通達13 / 559 (以下「通達13 / 559」という。)を出した。

通達13 / 559は、投資家保護の強化を目的とし、さらに

- 指数連動型UCITSについて、通達13/559は目論見書、重要投資家情報書類および年次報告書に記載すべき情報の詳細を規定する。レバレッジ指数連動型UCITSについて、通達13/559はグローバル・エクスポージャーの上限および計算に関する説明を提示する。
- 通達13/559は、UCITS上場ファンドが遵守しなければならない開示上の要請および投資家が流通市場の代わりにUCITS上場ファンドに直接受益証券の買戻請求を行う権利が付与される状況を規定する。
- 通達13/559は、効率的なポートフォリオ運用手法に関して目論見書および年次報告書に開示しなければならない情報を規定する。通達13/559は、同手法から生じた収益がUCITSにすべて還元されなければならない旨およびUCITSは、貸与されているか、またはレポ取引またはリバース・レポ取引の対象となる現金/有価証券をいつでも買い戻すことができ、またいつでもその取引を終了させることができる旨を明記する。
- 通達13/559は、トータル・リターン・スワップまたはそれと類似の特徴を有する金融デリバティブ商品を締結することによってUCITSが保有する資産は、裏付けとなるエクスポージャーをUCITSの投資上限計算時に算入されなければならないとする一定の分散投資制限を遵守しなければならない旨規定し、当該契約が投資運用委託取決めとしてみなされる条件を規定する。
- 通達13/559は、OTC金融デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法のための担保の運用に関する規則を規定する。
- 通達13/559は、金融指標（すなわち、分散投資制限、ベンチマーク、構成銘柄のリバランス頻度、計算方法の開示、個別評価）の詳細について規定する。そこで、通達13/559は、2010年法第44条に記載される上限20%および30%を考慮し、商品指数の構成が十分に分散されていない旨、規定する。

2014年8月1日付で、ESMAは、UCITSが、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、第三国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関によって発行または保証される、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品によって完全に担保されている場合に、担保分散要件の適用外とする「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針（ESMA/2014/937EN）」の改訂版を発表した。かかるUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を受領しなければならないが、単一の銘柄による有価証券が当該UCITSの純資産価額の30%を超えてはならない。加盟国によって発行または保証される証券で完全に担保される予定のUCITSは、当該UCITSの目論見書においてその事実を開示しなければならない。さらに、UCITSは、その純資産価額の20%を超える担保として受取可能な証券を発行または保証する加盟国、地方自治体または公的国際機関を特定しなければならない。この適用除外は、2012年12月18日付で発表された指針において定める担保管理のその他の基準に影響するものではない。当該指針は、その全体が再規定され以前の指針はESMA/2014/937ENによって置き換えられる。

上記のように、2014年9月30日付CSSF通達14/592は、当該指針をルクセンブルグの規制の枠組みに組み込み、上記の通達13/559を置き換えるものである。

B) パート ファンド/UCI

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定されうる。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりRESAにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- (2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S F の承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。
- 管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、R E S Aにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。
- U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。
- (注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務
- 管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / E C第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟

国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (5) (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該U C I T SまたはU C Iの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(9) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

(10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前に C S S F の承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用する U C I T S の性格に関し、また U C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用する U C I T S の資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客と U C I T S または U C I T S 間の利益の相反により害される U C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用する U C I T S の受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用する U C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (f) 健全かつ有効なリスク管理と合致しており、また、リスク管理を推進する報酬に関する方針および慣行を設定し、適用しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- 設立の権利および業務提供の自由
- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用する U C I T S の受益証券を支店を設置せずに U C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第 6 章の要件のみに従うものとする。
- (19) 指令2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。
U C I T S 管理会社は、2018年 8 月23日から適用され、2012年10月24日付 C S S F 通達12 / 546を代替する C S S F 通達18 / 698（以下「通達18 / 698」という。）に従う。

通達18 / 698は、第16章に従う管理会社、第17章に従う管理会社のルクセンブルグ支店、自己管理型UCITS、AIFMおよび内部管理型AIF（以下に定義される。）にも適用される。

通達18 / 698は、通達12 / 546の要件に加え、従来成文化されていなかった管理上の慣行に準拠し、UCITS管理会社およびAIFMに同一の原則を適用する（以前は、AIFMに適用される特定の通達はなかった。）。通達12 / 546と同様に、通達18 / 698は、自己管理型UCITSにも適用され、またUCITS管理会社およびAIFMと（性質上可能な範囲内で）同一の規則に従う必要のある内部管理型AIFにも新たに適用される。

通達18 / 698のパート は、UCITS管理会社およびAIFMに課される要件について定める。かかる要件の大部分は、通達12 / 546またはCSSF管理上の慣行によって既に適用されている。しかしながら、これらの事業体が整備しなければならない方針および手続に関連する、新たな要件または追加の規定もある。かかる新たな要件または規定により、ルクセンブルグのUCITS管理会社およびAIFMは、既存の方針および手続がすべての詳細な点を含め通達を確実に遵守したものとするために、各々、詳細な分析を行わなければならない。また、通達18 / 698では、リソースに関する想定について非常に明確に述べられており、特に、主要な機能においては最低3名のフルタイムの従業員が要求されている。

業務執行役員への委託の最大数および居住に関する基準ならびに取締役会メンバーへの委託の最大数および在職期間に関する想定もまた成文化されているが、正当な動機によるものであることを条件としてこれらの原則には例外が認められている。

委託契約の内容ならびに当初および継続的なデューディリジェンスに関する委託の枠組みおよび厳密な想定は、通達18 / 698において展開される。有用なことに、通達18 / 698には、管理会社、AIFM、自己管理型SICAVおよび内部管理型AIF、場合によっては投資信託の登録代理人についてのAML義務に関するCSSFの想定についても詳述される。

通達18 / 698のパート は、集団的投資信託運用に加えて、投資一任業務および場合によっては投資顧問業務を提供するための許可を受けることを希望するUCITS管理会社およびAIFMに関する既存の管理上のCSSFの慣行を確認するものである。

パート は、UCITS管理会社またはAIFMの業務を別のEU加盟国に通知するために行われる手続について詳述するものであり、設立の自由および業務提供の自由（パスポート）の観点から必要な指針を提供するものである。

パート は、特定の状況において、UCITS管理会社およびAIFMについて、法令により均衡性が許容される地域において均衡性の原則が行使されうることであらためて定めている。主要な機能において3名のフルタイムの従業員が要求されることに關して一切の例外がないということが、明確に示されている。通達18 / 698では、均衡性を要求された場合になされる主張についても述べられている。

パート では、第16章に従う管理会社に係る想定を再度規定し、これを第17章に従う管理会社のルクセンブルグ支店にも適用する。

パート は、自己管理型UCITSおよび内部管理型AIFに関連し、関係するパート の適用規定の指針を示す。

通達18 / 698は、一連の追加的なCSSF報告義務を導入するものであることに留意することが重要である。この追加的な管理上の負担を課す代わりに、かかる通達の対象となる事業体は、CSSFに報告書を提出するまで事業年度終了後5か月間を与えられる。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C Iに関する追加的な法律上および規制上の規定
- 2.1. 設立および運営に関する法律および法令
- 2.1.1. 1915年法
- 商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、F C Pの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（*société anonyme*）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。
- 以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A Vにも一定の範囲で適用される。
- 2.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）
- 最低1名の投資主が存在すること。
- 公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.0ユーロ相当額である。
- 2.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）
- 規約には、以下の事項の記載が必要とされる。
- （ ）設立者の身元
 - （ ）会社の形態および名称
 - （ ）本店の所在地
 - （ ）会社の目的
 - （ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - （ ）発行時に払込済の額
 - （ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
 - （ ）記名式または無記名式の株式の形態および轉換権（もしあれば）に対する制限規定
 - （ ）現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - （注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
 - （ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - （xi）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
 - （x）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - （x）会社の存続期間
 - （x）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積
- 2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）
- 会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。
- （i）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
 - （ ）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.1.5. 無記名株制度（1915年法第42条）

無記名株の不動化に関する2014年7月28日法は、1915年法第42条を大幅に改訂し、無記名株制度を抜本的に変更した。

現在、無記名株は、無記名株の発行者によって指定された無記名株保管機関に保管しなければならない。当該指定は、ルクセンブルグ官報において公表されなければならない。

無記名株保管機関は、（ ）各株主の正確な特定および保有する株式または利札の数、（ ）預託された日ならびに（ ）株式譲渡または記名株券への転換がなされた日の情報を含む株主名簿を、ルクセンブルグにおいて維持する。各無記名株主は、登録簿における当該株主に関する情報を確認する権利のみを有する。

現在、無記名株の所有権は、無記名株の物理的な株券ではなく、無記名株登録簿における登録により証明される。

無記名株保管機関は、該当する株主からの書面による要請があった場合、当該株主について無記名株登録簿に登録されている情報を確認する証明書を発行する。所有権の譲渡は、発行会社および第三者に対して、無記名株保管機関による無記名株登録簿への譲渡通知の登録により有効となる。

無記名株に付随する権利は、無記名株の無記名株保管機関への預託および上記情報の無記名株登録簿への登録の場合にのみ行使できる。

2014年8月18日以前に存在していた物理的な無記名株は、遅くとも2016年2月18日までに無記名株保管機関に預けなければならない。かかる預託が行われなかった場合には、消却されるものとし、当該消却に関する手取金はCaisse de Consignationに預託された。

2014年8月18日以前に存在しており、2016年2月18日までに預託されなかった物理的な無記名株に付随する議決権は、預託されるまで自動的に停止された。かかる株式の配当の支払は、2016年2月18日までに預託されなかった場合、当該預託がなされるまで遅らされるが、時効を損なうことなく、当該配当について利息の支払はない。

上述の議決権が停止された無記名株は、株主総会における定足数要件および多数決要件には勘案されないものとする。当該無記名株の株主は、かかる株主総会への参加は認められないものとする。

2.1.1.6. 1915年法の近代化

商事会社に関する改正法は、2016年8月23日に効力が発生し、ルクセンブルグの企業のためにより柔軟性のある制度を創設すること、また、これまでルクセンブルグ市場において、既に一般に承認されている特定の慣行を法律に定めることを目的としている。

かかる新たな法律は、2016年8月23日以降に設立された会社に適用される。

改正法により導入された主な改正点は、以下のとおりである。

- （ i ）取締役会が委員会を新設することができる既存の慣行を推認する新たな条項が導入された。
- （ ）定款の変更に従って、その経営権限を運用委員会（*comité de direction*）または必ずしも取締役であることを要しないジェネラル・マネジャー（*directeur général*）に委託することができる。かかる委託は、会社全体の全般的な方針または取締役会に対して法律によって留保されている行為へは拡張することができない。かかる委託から恩恵を受ける個人は、取締役と同じ責任についてのリスクを負う。

- () 最低議決権の10%を保有する株主に対して、取締役に対して行動を起こすための権利を付与する新たな条項が導入された。
- () 取締役会は、現在、会社資本の最低10%を保有する株主(法が改正される前には、20%を保有する必要があった。)が要求する場合、定時株主総会を延期する義務を負う。
- () 特定の場合において、株主総会の決議が無効と宣言されることがある新たな条項が導入された。かかる特定の場合の例として、不正を意図したものの、議題の一部を構成しない事項が審議された場合がある。決議の無効については、裁判所により判断されなければならない。提案された決議に対して賛成の投票をした者は、原則として、無効となるような行動を意図しない。第三者が善意で株主総会の決議に従って権利を取得した場合、裁判所は、当該決議の無効が、関係する第三者の権利への影響がないと決定することができる。総会の決議を無効とする訴えは、株主総会後6か月以内に行われなければならない。
- () 株式資本の10%を保有する株主または議決権の10%を保有する株主は、会社の運営のために行われた決定に関連して取締役会に質問をすることができる。従前の必要株式保有割合は株式資本の20%であり、「特別な事情」が存在する条件が付されていた。
- () 会社の国籍を変更するために、全会一致の同意の要件が適用されなくなった。
- () 定款の変更に従って、取締役会は、現在、別の地方自治体へも、会社の登記上の事務所を移転する権限を受け取ることができる。以前は、かかる移転には株主投票を伴う定款の変更が必要であった。このようなとおりではあるものの、定款は更新されなければならない。
- () 定款の変更に従って、取締役会は、引受契約から生じる義務の履行を怠ることになる場合を例として、株主の議決権を停止することができる。また、株主は、一時的または永久に、自身の議決権を任意で放棄することができ、その場合にはその旨を会社に通知しなければならない。
- () 株主名簿に記載されている株主への招集通知は、現在、定款の条項がこの可能性を許す限り、また、関係する株主からの承認を得ることを条件として、別の手段(電子メール等)で送付することができるようになった。
- (xi) 株主総会の公表は、現在、1回の公表方法により、少なくとも総会の15日前(定款に規定がない限り、それより長期にわたることはない。)に、8日間の間隔で2度公表されなければならない。
- (x) 利益相反制度は、取締役のみならず、日々の管理の責任者、ジェネラル・マネジャー、運用委員会の構成員および清算人にまで拡大される。単独で、直接的または間接的な「世襲的」利益は、制度の範囲内に該当する。利益相反規則が取締役会の停滞を導く場合、関連する決議は定時株主総会で言及することができる。

さらに、改正された会社法は、柔軟なコーポレート・ガバナンスの構造を有する「単純型株式会社」(*société par actions simplifiée*)という会社の新たな形態を生み出した。公開有限責任会社に適用される規則は、かかる会社へも適用される。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-5

- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 2010年法第27条の規定内で管理会社を指定しない投資法人と同様に、2010年法第15条に従ったルクセンブルグの管理会社の承認および認可に関連する2011年4月15日付CSSF通達12/546
- ルクセンブルグの金融部門の監督当局（CSSF）により徴収される税に関する2012年9月29日付大公規則。この規則は、2013年1月1日に効力が発生している。
- 通達14/592は2014年9月30日に出され、欧州証券市場監督局が2014年8月1日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行した。

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（CSSF）に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、主要投資家情報に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各 F C P のために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書を C S S F に送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家が U C I T S の受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4 か月および 2 か月以内に公表されなければならない。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第 1 項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第 2 項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従う U C I T S は、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。

- a) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が指令 2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、指令 2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第 4 項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第 2 条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第 3 章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
 - b) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合
 - c) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合
- 2010年法第27条第 1 項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから 2 か月以内に、U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 外国で使用する目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて C S S F に提出された場合の事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F の事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年 4 月 6 日付 C S S F 通達 05 / 177 によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および

会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでであると述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97 / 136 (C S S F通達08 / 348により改正) に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。C S S F通達08 / 348は、財務情報に関する報告内容を充実させ、報告の形式を変更するために、報告要件を他の種類のピークルへ拡張する2015年12月3日付C S S F通達15 / 627により補完された。

() 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.1.5. 2016年5月10日法に基づく制裁制度の更新

2016年法は、U C I T S Vに定められる違反目録に適用ある制裁を施行する。かかる制裁には、公式声明、管理会社の認可の停止または取消および一定額以下の罰金が含まれる。かかる罰金は、法人については5,000,000ユーロまたはその売上高の10%のいずれか高い方を上限とし、自然人については5,000,000ユーロを上限とする。

C S S Fは、そのウェブサイトに行行政処分を公告し、当該公告を5年以上維持する。さらに、E S M Aは、C S S Fおよびその他の所管国内当局より伝達されたすべての制裁に関する中央データベースを維持する。かかる制裁は、年次報告書に公表され、また、E S M Aウェブサイトにおいて入手可能な管理会社の一覧表においても制裁が言及される。

さらに、C S S Fは、潜在的または実際の法律違反の報告を促進するための新たな内部告発機構も設置している。

2.1.6. U C I T S投資口クラスに関するE S M Aの見解

あるU C I T Sの投資口クラスが投資口クラス毎に異なるものであるか否かおよびその差異の程度ならびに当該分野(非常に単純な投資口クラスからより高度に洗練された投資口クラスまで)における異なる多様な国内慣行の存在につき定める法的規定がU C I T S指令になかったことから、2017年1月30日、E S M Aは、同一U C I T Sファンドの投資口クラスが種類毎に有しうる差異の限度についての見解を公表した。

かかる枠組みは、以下の4つの累積条件に基づくものである。

- 共通の投資目的

同一ファンドまたはサブ・ファンドの投資口クラスには、共通の資産プールに反映される共通の投資目的がなければならない。E S M Aは、投資口クラスレベルでのヘッジの取決めとファンドの共通の投資目的保持要件は、両立しないと考えている。したがって、ヘッジの取決めにより投資家を一定のリスクから保護しようとするU C I T Sは、個別のファンドまたはサブ・ファンドとして設立されるべきである。当該規制原則の唯一の例外は、為替リスクヘッジに関するものである。

- 非波及性

為替リスクを体系的にヘッジするためにデリバティブ・オーバーレイを使用する場合、それにより、取引相手方リスクおよび運用リスクがファンドまたはサブ・ファンドのすべての投資家に及ぶおそれがあり、さらに同一ファンドまたはサブ・ファンドの他の投資口クラスに波及するリスクが生じる可能性がある。E S M Aは、そのような波及リスクは運用および会

計上の分別管理ならびにストレステストの実施、さらにデリバティブ・オーバーレイから生じる債務が共通の資産プールのうち関連する投資口クラスに帰属する部分の価額を超えないようにすることにより制御されなければならないとしている。

- 事前決定

E S M Aは、ファンドの投資予定者が自身の投資に係る権利および特徴の全体像を十分に把握できるようにするため、投資口クラスの特徴はすべて、当該投資口クラスが設定される前に決定されるべきだとしている。かかる事前決定要件は、体系的な為替リスクヘッジの取決めにも適用される。ただし、後者の場合、E S M Aは、為替ヘッジに使用するデリバティブ商品の種類およびその運用上の適用については、U C I T S 管理会社はその裁量により選択することができるとしている。

- 透明性

U C I T S ファンドまたはサブ・ファンドにおける異なる投資口クラスの存在および性質は、募集書類により（関連する投資口クラスへの投資者であるか否かにかかわらず）すべての投資家に開示されなければならない。

上記枠組みの導入による重大な潜在的影響を考慮し、E S M Aは、E S M Aの見解が公表されるよりも前に設定された投資口クラスへの投資家への潜在的な悪影響を軽減するために以下の経過規定を予定している。

- E S M Aの見解に適合しない投資口クラスは、本見解の公表から6か月以内（すなわち2017年7月30日）に新規投資家による投資を締め切る。
- 既存投資家による追加投資は、本見解の公表から18か月以内（すなわち2018年7月30日）に停止しなければならない。

2017年2月13日、C S S Fは、U C I T S がE S M Aにより定められた期限内に上記の要件を遵守することを期待していることを確認した。

それ以後、ルクセンブルグファンド協会（A L F I）は、E S M Aの見解が実施されるべき方法を明確にするため、C S S Fとの協議を開始した。C S S Fは、A L F Iと協議しながら質疑応答の書類に取り組んでおり、また後者は、適宜の時期に提言を行う見込みである。既存または新規の投資家による追加投資に関する上記の経過規定に加え、C S S Fは、2017年12月31日を新たな運用要件（例えば、波及リスクに関するストレステスト、オーバーヘッジおよびアンダーヘッジへの制限（それぞれ105%と95%）または透明性に関する新たな義務等）の遵守の期日とすることを検討している。さらに、最も重要な側面についての結論として、C S S Fは、E S M Aの見解に為替ヘッジの定義がない中、当該為替ヘッジの取決めがすべて体系的なものであることを条件として、投資家の通貨とサブ・ファンドの通貨、主要ポートフォリオの通貨またはそのポートフォリオの複数の通貨との間での為替ヘッジ、および部分ヘッジを許容する方針である。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注)純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税(*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。() 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および() 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法等を改正するものである。この点については後記「 A I F M法」を参照のこと。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。SIF法は、その後、2012年3月26日付法律により改正された。SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

1. 範囲

SIF制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ii）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート Ⅱと同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、SIFに関連するリスク分散に関するCSSFの通達07/309は、数量的制限を定めている。CSSFは、SIFの投資制限が以下のガイドラインに従う場合、リスク分散原則が遵守されたとみなす。

1) 原則として、SIFはその資産またはコミットメントの30%以上を同一発行体が発行する同一種類の有価証券に投資しない。ただし以下の場合を除く。

- OECD加盟国もしくはその地方機関、もしくはEU、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）国際的機関が発行または保証する有価証券への投資；
- 少なくともSIFに適用されるリスク分散要件に匹敵するリスク分散要件に従うターゲットUCIへの投資。この制限適用のため、第三者に対し種々のサブ・ファンド間で債務の

分別原則が確実に実施される場合、ターゲットのアンブレラ型UCIの各サブ・ファンドは、別個の発行体とみなされる。

2) 原則として、SIFはその資産の30%を超えて同一発行体が発行する同一種類の有価証券にショート・ポジションを保有することとなるような空売りを行わない。

3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは裏付け資産の適切な分散により、類似する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

これらの規則の逸脱は、適切な動機に基づき行われる。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、SIF法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。しかしながら、CSSFは受益者または公衆の利益のため、投資口の発行、買い戻しまたは償還の停止を要求する場合がある。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネージャー、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. リスク管理および利益相反

S I Fは、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクに伴うリスクを適切な方法で、確定、測定、管理および精査するため、リスク管理の適切なシステムを完遂することを要求されている。

さらに、S I Fは、S I Fおよび、適用ある場合は、S I Fの事業行為に貢献する者またはS I Fに直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように、構成され組織されることが要求されている。潜在的利益相反がある場合、S I Fは投資家の利益が守られることを確実にするものとする。

C S S F規則No.15 - 07により、S I F法第42条2項(1)および(2)の適用が明確化される。なお、実務上、S I Fの承認プロセスでは、C S S Fによりリスク管理プロセスおよび利益相反ポリシーが既に義務付けられており、かかる規制は、これらの既存の要件をその範囲で形式化しているに過ぎない。

4.4. 委託規則

S I Fは、自己の行為をより効率的に行うために第三者に機能の委託を考える場合、C S S Fの承認を得なければならない。

他の条件に基づき、当該委託により、ファンドに対する効率的監督または委託行為のファンドによる効率的精査が妨げられないものとする。投資運用の中核機能を預託銀行に委託しないものとし、S I FはC S S Fの販売書類は、委託された機能を記載しなければならない。

投資ポートフォリオの運用に関する委託の場合、投資ポートフォリオの運用のために授權または登録され、慎重な監督に服する自然人または法人にのみ委託される。この委託が慎重な監督に基づき第三者から自然人または法人に対しなされる場合、C S S Fおよび同国の監督当局との協力が確保されなければならない。これらの条件が満たされない場合、C S S Fは委託先の選択を、その評判および経験に基づき承認しなければならない。

2012年4月1日以前に設立されたS I Fは、2013年6月30日まで、これらの条件が適用される限りにおいて、これらの条件を遵守しなければならない。

4.5. 承認された法定監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.6. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。これらの必須要素への修正は、C S S Fの承認に基づく。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。現金以外の出資は、出資時点で、承認された法定監査人が作成する報告書に記載されなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.7. 関連するその他の規制上の側面

- リスク管理および利益相反に関する専門投資信託のための2007年2月13日法律第42条2項の適用に関するC S S F規則No.15 - 07。この規則により、すべてのS I Fは、リスク管理シス

テムおよび利益相反ポリシーを維持しなければならず、後者の詳細をC S S Fに伝達しなければならない。この規則は、2016年2月1日に効力が発生している。

- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(C S S F)により徴収される税に関する2017年12月21日付大公規則。この規則は、2018年1月1日に効力が発生している。

5 . S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01% (これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%) の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。S I F法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、S I F法等を改正するものである。この点については後記「 . A I F M法」を参照のこと。

A I F M法

A I F M法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、さらに、2010年法およびS I F法等を改正するものである。

2013年A I F M法は13章から構成される。

第1章：総則

第2章：オルタナティブ投資信託運用者の認可

第3章：A I F Mの運営条件

第4章：透明性要件

第5章：特定タイプのオルタナティブ投資信託（以下「A I F」という。）を運用するA I F M

第6章：E UにおけるE U A I F Mの販売権限およびE U A I Fの運用権限

第7章：第三国に関する具体的規則

第8章：個人投資家に対する販売

第9章：監督組織

第10章：暫定規定

第11章：刑罰規定

第12章：改正および各種規定

第13章：廃止および最終規定

1. 2013年法に従うルクセンブルグのA I F M

1.1. 2013年法に従うルクセンブルグのA I F Mの概要

2008年の金融危機後、欧州の立法者は、2008年11月のG20サミットの結論を受けて、オルタナティブ投資信託セクターの活動から発生するシステミック・リスクを監督するため、当該業界を規制することを決定した。

オルタナティブ投資信託運用者に関する指令は、2010年11月11日付で採択され、欧州のオルタナティブ投資信託運用者に関する規制枠組みを定めている。A I F M Dによって欧州レベルでは規制されていなかったオルタナティブ投資信託に課される新規の義務と引換えに、A I Fは、すべてのE U加盟国（以下「加盟国」という。）のプロの投資家に対するA I Fの販売を認める欧州のパスポートから、利益を享受する。

ルクセンブルグは、2014年7月22日から完全に適用される2013年7月12日法（以下「A I F M法」という。）を通じて、A I F M Dをルクセンブルグ法に移行した。

2. 範囲

2.1. 一般的範囲

A I F M制度は、以下に適用される。

- ・一または複数のE U A I F / 非E U A I Fを運用するE U A I F M
- ・一または複数のE U A I Fを運用する非E U A I F M
- ・E UでA I Fを販売する非E U A I F M

A I F M制度は、非常に広範なアプローチを有し、以下のようなU C I T S指令の適用対象ではないすべてのA I FのA I F Mを網羅する。

- ・U C Iに関する2010年12月17日法（改正済）パート に従うU C I。
- ・A I F M法に定められる基準を満たす、S I Fに関する2007年2月13日法（改正済）に従うS I F。

- ・ A I F M法に定められる基準を満たす、S I C A Rに関する2004年6月15日法（改正済）に従うS I C A R。
 - ・ A I F M法に定められる基準を満たす、規制を受けていないピークル。
- 上記は、A I F M法第1条(39)に基づいており、また、同条は、以下に該当する投資信託（その投資コンパートメントを含む。）がA I F M法の対象であると規定している。
- ・ 多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者から資金を調達し、かつ、
 - ・ 指令2009/65/EC（以下「UCITS指令」という。）第5条に基づく認可を必要としない投資信託。

2.2. 運用体制

A I F Mは、A I FによりまたはA I Fのために任命される外部運用者となるか、または、以下に該当する場合に限りA I F自身（以下「自己運用A I F」という。）となる可能性がある。

- ・ A I Fの法的形式が内部運用を許可する場合、および
- ・ A I Fの統治機関が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合。

2.3. 例外

A I F M法において、3種類の例外が存在する。

2.3.1. 明示的除外

次の一定の組織は、明示的にA I F M法の範囲から除外されている。すなわち、持株会社、キャプティブファンド、年金基金の管理会社、従業員参加スキームもしくは従業員貯蓄スキーム、超国家的機関、国家中央銀行、証券化のための特別目的会社、ならびに国家、地域および地方の政府および機関である。さらに、A I F M法は、外部資本を調達していない場合には、ファミリー・オフィス・タイプの取決めに適用されない。

2.3.2. 限度額を下回るA I F

一定の限度額を超えないA I Fを運用するA I F Mは、A I F M法の要件から免除されるが、C S S Fの登録要件には従う。かかるA I F Mはまた、販売パスポートから利益を享受するため、A I F M制度の適用への参加を決定することもできる。

2.3.3. 既得権条項

A I F M法は、クローズド・エンド型A I Fを運用するA I F Mに関して、2つの既得権条項を定めることを予定している。

- ・ A I F Mは、A I Fが2013年7月22日以降に追加の投資を行わない場合には、A I F M法に基づく認可を受けることなく、当該A I Fを運用し続けることができる。
- ・ A I F Mは、年次報告書を公表する義務を遵守しており、自己が運用するA I Fの投資家向け申込期間がA I F M法の効力発生前に終了し、かつ、A I Fの期間が遅くとも2016年に満了する場合には、A I F M法に基づく認可を受けることなく、A I Fを運用し続けることができる。

2.4. 特定の状況

場合に応じて、自己運用A I Fは、それ自体がA I F Mであると考えられ、A I F M法を遵守しなければならない。

UCITS指令に基づき認可される管理会社は、UCITSおよびA I Fの双方を運用するため、A I F M法に基づくA I F Mとしての認可（またはその逆）を申請することができる。

3. A I F Mの認可

ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、または担当加盟国がEUに存するA I F Mは、A I F Mとして行為するため、C S S Fの認可を求めなければならない。非EU A I F Mの担当加

盟国とは、当該非EU AIFMが最も密接な繋がりを有する国である。その繋がりとはいわゆる、AIFの登録地、ある国でAIFMが運用する登録済AIFの数またはある国で運用されている資産の量である。

ルクセンブルグAIFMとしての認可は、すべての加盟国で有効である。ただし、AIFM法の条件が継続的に遵守されるものとする。

3.1. AIFMとしての認可に係る申請要件

ルクセンブルグ籍AIFMとしての認可を申請するAIFMは、一定の文書および情報をCSSFに提供しなければならない。また、資本要件に関する一定の規則を遵守しなければならない。UCITS制度に基づき認可された管理会社は、AIFMとしての認可を申請する場合に、UCITS制度に基づく管理会社としての認可の関連で既に提出された情報または文書の提出を要求されることはない。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。

3.2. AIFMとしての認可の範囲

認可されたAIFMは、以下の内部運用機能を行うことを認められる。

- ・少なくとも以下を含む投資運用機能。
 - ・ポートフォリオ運用。
 - ・リスク管理。
- ・さらに、AIFMは、以下の業務も提供することができる。
 - ・管理事務。
 - ・販売。
 - ・AIFの資産に関係する業務。

CSSFが認可する外部運用のAIFMは、以下の業務も提供することができる。

- ・投資対象のポートフォリオの運用。
- ・付随的業務。

4. 運用条件

4.1. 一般的原則

AIFM法には、AIFMに対する以下の事項の義務付けといった、UCITS指令に定められる行動基準に類似している一般的運用条件に関する原則に基づく複数の規則が含まれる。

- ・活動の遂行に際し、正直に、正当な技量および注意をもって、かつ、公正に行為すること。
- ・AIFおよび投資家の最善の利益ならびに市場の信頼性のために行為すること。
- ・事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用すること。
- ・利益相反の回避のため、すべての合理的な手段を講じること。
- ・事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の要求を遵守すること。
- ・すべての投資家を公正に扱うこと。

4.2. 特別規則

4.2.1. 利益相反

AIFM法において、AIFMはAIFの運用の過程で発生する利益相反を見極め、管理しなければならないと定められている。

利益相反の状況は、記録され、定期的に更新されなければならない。当該状況は、上級管理職に書面で報告されなければならない。また、持続性のある媒体またはウェブサイトで投資家に開示されなければならない。

AIFMはまた、書面により、利益相反に係る方針を設定しなければならない。かかる方針は、有効かつ適当でなければならない。利益相反を発生させうる活動およびかかる相反を防止し、管理し、監視する手順を定めなければならない。

議決権行使に関して、A I Fおよびその投資家の独占的な利益のために議決権が行使される時期および方法を決定する適切かつ有効な戦略が、議決権行使の監視および確保ならびに潜在的利益相反の防止または管理のための措置および手続とともに、実行されなければならない。この点に関して実行される戦略は、要求に応じて投資家に提供されなければならない。

4.2.2. 報酬

A I F Mは、自己が運用するA I Fのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門業務を行う部類の従業員に関して、当該リスク特性に沿った報酬に関する方針および慣行を設定し、維持しなければならない。

報酬方針は、「十分に柔軟性を有し」、適切にバランスがとれていなければならない。また、当該報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、過度なリスク負担を推奨しないようにするという観点から、A I F M Dの別表 の規定を遵守しなければならない。

報酬の付与手順は、文書化されなければならない。リスク、パフォーマンス、ライフサイクル、A I Fの償還方針、個別のパフォーマンス、A I F MおよびA I F Mの事業分野のパフォーマンスといった、複数の要因を考慮に入れなければならない。

報酬の変動部分に関しては据え置かれ、部分的にA I Fの受益証券またはその同等物で構成されるものとし、また、少なくとも1年間の発生期間の終了時またはその期間中に付与されなければならない。

上記の要件は、規模、内部組織ならびに業務の性質、範囲および複雑性に関する均衡検討に鑑み、実施されなければならない。

報酬規則の遵守を確保するため、A I F Mは、報酬方針に関する一定の詳細を公衆に開示しなければならない。また、監督機関は、少なくとも1年に1度、当該方針につき精査しなければならない。

4.2.3. リスク管理

A I F Mは、A I F Mが

- ・すべての関連あるリスクを特定し、
- ・A I Fの市場流動性リスク、取引相手方リスクおよびその他の関連あるリスクに対するエクスポージャーを評価し、および
- ・規制で示される要素に対応できるようにし、

A I F Mにより監視、評価および定期的に審査されるリスク管理方針および手続を、実行しなければならない。

A I F Mはまた、ポートフォリオ運用を含む運営ユニットから機能上および序列上切り離されるべき、恒久的なリスク管理機能を備えるよう求められる。

リスク管理機能により、A I F Mが設定するリスク管理方針および手続が実行され、リスク制限（A I F Mが規定および実施しなければならない。）の遵守が確保および監視され、かつ、政府機関に対しリスク制限との一貫性およびその遵守について定期的に最新情報が提供され、上級管理職に対しリスク水準について定期的に最新情報が提供されるものとする。

A I F Mは、C S S F通達の別紙1に規定される様式に従い、管理するA I FについてA I F MまたはU C I T S管理会社の事業年度終了後5か月以内にC S S Fに対してリスク管理プロセス（以下「R M P」という。）を提出することを、通達18 / 698によって義務づけられている。

4.2.4. 流動性管理

A I F Mは、A I F Mのレバレッジされていないクローズド・エンド型のA I Fを除き、流動性リスクを監視および管理し、投資家、取引相手方、債権者およびその他の相手方に対する対象債務が遵守されるよう確保するため、自己が運用する各A I Fに関して、適切な流動性管理方針および手続を設定するよう求められる。当該方針および手続はまた、投資戦略、流動性特性、償還方針およびすべての投資家の公正な取扱いに沿っていなければならない。

A I F Mはまた、ポジションおよび想定投資対象の質的および量的な流動性ならびに自己が運用する各A I Fの流動性に関する適切な制限を評価するため、適切な流動性測定手続を実行しな

ればならない。さらに、当該A I F Mは、自己の流動性管理を、自己が運用するA I Fが投資する他の投資信託を運用しているA I F Mの流動性管理と、比較しなければならない。

A I F Mは、定期的に、通常および例外的な流動性状況において、ストレステストを実施するよう求められる。

4.2.5. レバレッジ

レバレッジを用いるA I F Mは、その旨を投資家に開示し、C S S Fに報告しなければならない。

A I F Mはまた、投資家に開示すべき制限も設定しなければならず、また、A I F Mによるかかるレバレッジの利用がシステム・リスクの蓄積に寄与する場合には、当該制限を定期的にC S S Fに知らせなければならない。

4.2.6. 経営支配権

A I F Mは、A I F Mが運用するA I Fが保有する非上場会社の議決権の割合が、当該会社の株式を取得、処分または保有する場合に10%、20%、30%、50%および75%の基準値に達するか、これらを超過するかまたはこれらを下回る時はいつでも、C S S Fに対し、かかる議決権割合を通知するよう求められる。

かかる経営支配権もまた、当該会社およびその株主に対して開示されなければならない。

4.2.7. 資本要件

A I F Mは、最低当初資本要件を有し、当該要件は、A I F Mが自己運用A I Fである場合には300,000ユーロであり、外部A I F Mとして行為する場合には150,000ユーロである。

A I F Mはまた、250,000,000ユーロを超える運用資産のうちの少なくとも0.02%（10,000,000ユーロをキャップとする。）を、追加自己資金と構成しなければならない。A I F Mが信用機関の保証または保険契約を有する場合、A I F Mは、予想される追加自己資金額の50%までしか追加することを認められない。

A I F Mはまた、専門職の過失に起因する潜在的な専門職業賠償責任リスクをカバーするため、追加自己資金を提供するかまたは専門職業賠償責任保険を付保しなければならない。

5. 設立要件

5.1. 一般的要件

A I F Mは、自己の事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・意思決定手続および組織体制の確立。
- ・コンプライアンスを担保するための内部統制機構の確立。
- ・内部の報告および情報伝達ならびに関与する第三者との効率的な情報のフローの確立。
- ・適切かつ秩序正しい事業記録の維持。
- ・情報保護手続の安全性、機密性および信頼性の確保。
- ・事業継続方針の設定。
- ・会計方針および手続ならびに評価規則の設定。
- ・監視および評価システムの設定。
- ・A I F Mが運用したA I Fの償還方針が投資家に開示されるよう確保するための適切な手続の設定。

5.2. リソース

A I F Mは、常時、A I Fの適切な運用に必要である十分かつ適切な人的リソースおよび技術的リソースを利用しなければならない。

5.3. 電子データ処理

A I F Mは、各ポートフォリオの取引、申込みまたは償還注文の記録を許可するため、適当な電子的システムに関する適切かつ十分な取決めを行うものとする。

A I F Mは、適宜、電子データ処理の間の高度な安全性ならびに記録された情報の信頼性および機密性を確保するものとする。

5.4. 会計手続

A I F Mは、投資家が保護され、適用ある規則および基準に基づき純資産価額（以下「NAV」という。）が正確に算定されるよう確保するため、会計手続を使用するものとする。

A I F Mは、C S S Fによって承認された1名以上の独立監査人にその年次会計書類を監査させるものとする。さらに、当該監査人は、A I F Mに関するその業務を遂行する際に、A I F M法の重大な違反となると思われる事実または決定を認識した場合、C S S Fに通知する義務がある。

会計記録は、A I Fのすべての資産および負債が、常時直接的に特定できる形で維持されなければならない。また、A I Fの各コンパートメントは、その個別の勘定を有しなければならない。

5.5. 上級管理職による統制および監督機能

A I F Mは、統治機関、上級管理職および監督機能（存在する場合）が、A I F MによるA I F M D上の義務の遵守につき責任を負うよう確保しなければならない。

A I F Mはまた、上級管理職が以下の事項につき責任を負うよう確保しなければならない。

- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針の実施、および、当該A I Fの規則において関連ある場合には、設立書類、目論見書または募集文書の実施。
- ・運用される各A I Fに関する投資戦略の承認を監督すること。
- ・評価方針が良好に実施されるよう確保すること。
- ・A I F Mが恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を持つよう確保すること。
- ・運用される各A I Fに関する一般的投資方針、投資戦略およびリスク制限が正確かつ有効に実施され、かつ遵守されていることを、定期的に承認および精査すること。
- ・運用される各A I Fの投資決定の実施に関する内部手続の適切性について、当該決定が承認された投資戦略に沿うよう確保するため、定期的に承認および審査すること。
- ・リスク管理方針ならびに当該方針の実施に関する取決め、プロセスおよび技法（A I F Mが運用する各A I Fのリスク制限システムを含む。）を、定期的に承認および精査すること。
- ・適切な報酬方針を設定および適用すること。

5.6. 恒久的なコンプライアンス機能

A I F Mは、（A I F Mの事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れた上で）A I F MによるA I F M D上の義務の不遵守のリスクおよび付随するリスクを発見するために設計された適切な方針および手続を設定、実施および維持するものとし、また、かかるリスクを最小限にし、所管官庁がその権限をA I F M Dに基づき有効に行使できるようにするための適切な措置および手続を実施するものとする。

A I F Mは、独立して稼働する恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を設置および維持しなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- ・A I F Mの義務の遵守の不備に対処するための措置、方針および手続ならびに行われる行為の適切性および有効性を監視し、定期的に評価すること。
- ・業務および活動の実施に責任を有する関連ある者に助言を行い、A I F MのA I F M D上の義務の遵守においてその者を援助すること。
- ・必要な権限、リソース、専門技術およびすべての関連情報へのアクセス権を有すること。
- ・コンプライアンスに係る事項に関する定期的な（少なくとも年に1度の）上級管理職に対する報告（特に、何らかの不備がある場合に適切な救済措置が講じられたか否かを示すこと。）のために備え、これにつき責任を負うこと。

- ・ A I F Mが監視する業務または活動の履行に関与しないこと。
- ・ A I F Mの客観性に影響を及ぼさない形で報酬を受けること。

独立したコンプライアンス機能を設定する義務は、その任命がA I F Mの事業の性質、規模および複雑性ならびにその業務および活動の性質および範囲を鑑みて不相応である場合には、コンプライアンス機能が有効であり続け、A I F Mがその不相応性を論証することができる限り、発生しない。

5.7. 内部監査機能

A I F Mは、適切かつ相応である場合には、A I F Mのシステム、内部統制機構および取決めを検討および評価し、提言を行い、その適用を確認し、内部監査事項を報告するため、A I F Mの他の機能および活動から切り離され、独立していなければならない内部監査機能を確立しなければならない。

5.8. 個人取引

A I F Mは、個人取引（すなわち、機密情報の濫用または開示、A I F Mの義務との相反、インサイダー取引関連事項等）に関する適切な取決めを行わなければならない。

A I F Mは、あらゆる個人取引に関して通知されなければならない、当該個人取引につき記録しなければならない。

本制度は、金融商品の個人取引のみならず、その他の資産の個人取引にも適用される。

5.9. 記録保管要件

以下に言及される記録は、少なくとも5年間保管されなければならない、また、他のA I F M（譲渡が行われる場合）またはC S S Fが参照するために閲覧できる形で情報を保管できる媒体に維持しなければならない。

5.9.1. ポートフォリオ取引の記録

A I F Mは、遅滞なく、A I F Mが運用するA I Fに係る各ポートフォリオ取引に関して、正確な情報（資産の種類、量、価格、取引相手方、注文種類等）の記録を維持しなければならない、かかる記録は、注文および実行された取引または契約の詳細を再現するのに十分なものでなければならない。

5.9.2. 申込注文および償還注文の記録

A I F Mは、受領されたA I Fの申込みおよび償還注文（該当する場合）が、当該注文の受領後不当な遅滞なく記録されるよう確保するため、すべての合理的な手段を講じなければならない。記録には、関連するA I F、注文の実施者または送信者、注文の日時、注文の受領者、注文の条件および手段等の、非常に正確な情報が含まれなければならない。

6. 評価

A I F Mは、自己が運用するA I Fの資産の正確な評価を提供しなければならない。

さらに、A I F Mは、自己が運用するA I FのNAVを定期的に計算および公表することも要求される。

6.1. 評価者

外部または内部の評価者が存在する可能性がある。

評価者は、ポートフォリオ運用機能から独立していなければならない、評価者の報酬は、その独立性を損なってはならない。さらに、外部評価者は、義務的な専門家登録を行わなければならない、かつ、評価者の資格および能力の証明を記載した評価者による署名がなされた書面の形で、十分な専門性の保証を提供しなければならない。

6.2. 評価手続

評価手続および方針は、書面形式で、健全性および透明性を有していなければならない。また、評価プロセスを適切に文書化していなければならない。当該方針および手続はまた、関連ある A I F の各種の資産に関する評価方針を参照し、かつ、評価に関与するすべての者の義務、役割および職務を設定しなければならない。

A I F Mは、特定の資産評価モデルの利用を選択した理由を説明しなければならない。当該モデルは、上級管理職および各モデルを構築するプロセスに関与していない十分な専門技術を有する者が確認しなければならない。さらに、C S S Fは、当該モデルを監査役または外部評価者が確認することを要求することがある。

評価手続は、受益証券または投資証券の発行、申込み、償還または消却毎に資産が評価されるよう確保しなければならない。少なくとも、毎年1度の評価を行わなければならない。また、A I F Mは、受益証券または投資証券の口数を、発行時および少なくとも受益証券または投資証券の価格が計算される時毎に、定期的に確認しなければならない。

オープン・エンド型 A I F を運用する A I F Mは、A I F が保有する資産ならびに当該資産の発行頻度および償還頻度にとって適切な頻度で、評価および計算を遂行しなければならない。

クローズド・エンド型 A I F を運用する A I F Mは、自己が運用する A I F の資本が増減した場合に、また、直近の決定された価額が公正および正確でないと思われる場合はいつでも、評価につき最終決定しなければならない。

手続、方針および評価方法の適切性は、少なくとも1年に1度精査されなければならない。

6.3. N A Vの公表

A I F Mは、A I F Mが運用する各 E U A I F または A I F Mが E U で販売する各 A I F に関して、A I F の評価手続および/または価格設定方法ならびに A I F の最新の N A V または A I F の最新の受益証券価格に関する説明を公表しなければならない。

6.4. 責任

A I F Mは、自己が運用する A I F およびその投資家に対し、A I F の資産の評価ならびに A I F の N A V の計算および公表につき責任を負う。ただし、外部評価者が任命されている場合、当該評価者は、A I F Mに対し、当該評価者の過失または故意の職務不履行の結果被る損失につき責任を負う。

7. A I F Mの機能の委託

7.1. 一般的規定

A I F Mは、自己の業務効率を最適化するため、厳格な条件に従い、ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能を委託することができる。再委託も、同様の条件および A I F Mの承認に基づき、認可されることができる。

自己の機能を委託する A I F Mは、委託の客観的理由を提示しなければならない。また、C S S F に対し、委託の全体構造を正当化することおよび委託先が適切に資格を有し、委託業務を履行できることを示すことができなければならない。

委託により、A I F Mが運用する A I F またはその投資家に対する A I F Mの責任および義務が変更されてはならず、A I F Mとして認可されるための条件に影響を及ぼされないものとする。

A I F Mは、委託先がその機能を有効に、かつ、適用ある法律および規制要件に従って実行するよう確保しなければならない。また、委託先がその任務を履行するための十分なリソースを有しているか否かおよび任務が委託された者が十分な能力および良好な評判を有しているか否かを評価しなければならない。A I F Mはまた、委託に付随するリスクを監督および管理できるようにするため、必要な専門技術およびリソースを保持しなければならない。場合に応じて、A I F M は、その委託先が再委託先に対して同様に対応しているかを確認しなければならない。

書面による契約は、A I F Mおよび委託先の権利および義務を明確に定義していなければならない。

ポートフォリオ運用機能の委託は、A I F Mの投資方針に従い実施されなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、委託機能の遂行能力に重大な影響を及ぼしうる展開につき開示させ、機密情報を保護させ、災害復興のための継続計画を策定させ、定期的なバックアップ設備を検証させるようにしなければならない。

7.2. 他事業体との問題

7.2.1. 利益相反

A I F Mは、履行された委託業務が、利益相反を引き起こさず、ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能が機能上および序列上分離されているようにしなければならない。

A I F Mはまた、自己の委託先に、潜在的利益相反を特定、管理および監視するためのすべての合理的な手段を講じさせ、かかる相反の存在をA I F Mに開示させるようにしなければならない。

7.2.2. ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能の委託

ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能は、以下の事業体にのみ委託することができる。

- ・ U C I T S 指令に基づき認可された管理会社。
- ・ M i F I D に基づきポートフォリオ運用を行うことを認可された投資法人。
- ・ M i F I D に基づくポートフォリオ運用を行う認可を有していると指令2006 / 48 / E C に基づき認可された信用機関。
- ・ A I F M D に基づき認可された外部で任命されたA I F M。

ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能は、同時に委託することはできない。

7.2.3. 名義のみの事業体

A I F Mは、「名義のみの事業体（letter-box entity）」とならないよう確保しなければならない。

A I F Mは、以下に該当する場合、名義のみの事業体であるとみなされる。

- ・ 委託先を監督するためおよび委託に伴うリスクを管理するための必要なリソースおよび専門技術を保有しなくなった場合。
- ・ 調査権、検査権、閲覧権もしくは指導権を損失するか、またはこれを行うことが実務上不可能になった場合。
- ・ 委託機能が、A I F Mが保持する機能を実質的に超過する場合。
- ・ 以下を行う権限を有しなくなった場合。
 - ・ 上級管理職の責任に基づき主要分野における決定を行うこと。
 - ・ 上級管理職の機能（投資方針、投資戦略等の実施）を実行すること。

7.3. 運営上の問題

7.3.1. 第三国企業への委託

A I F Mがそのリスク管理機能およびポートフォリオ運用機能を第三国企業に委託する場合、当該A I F Mの国の当局および委託先の国の当局は、以下の権利をA I F Mの設立地加盟国の当局に付与する旨の合意を締結する。

- ・ 関連ある情報または文書を閲覧する権利。
- ・ 実地検査を要請できる権利。
- ・ A I F M D に違反した場合に遅滞なく第三国当局から情報を受け取ることができる権利。
- ・ A I F M D に違反した場合に執行行為に協力する権利。

7.3.2. 有効な監督

A I F Mは、自己の委託先を効率的に監督できなければならない。かかる監督要件を満たすため、A I F Mは、自己の監査役および規制当局が、委託機能または委託先の事務所に関するデー

タへのアクセス権を有し、委託先がC S S Fに協力し、委託機能を監督するのに必要なすべての情報が遅滞なく利用可能とされるよう、確保しなければならない。

7.3.3. 再委託への同意

上記の条件は、委託先がその機能のいずれかを再委託する場合に準用される。

A I F Mは、書面により再委託の承認を行わなければならない、かかる委託は、この要件が満たされた場合にのみ有効となる。委託を行うA I F Mから事前に付与される一般的な同意は、十分であるとはみなされないものとする。

いかなる再委託も、C S S Fに通知されなければならない。

8. 保管受託銀行

8.1. 任命

A I F M法は、A I F Mにより運用される各A I Fについて、単独の保管受託銀行の任命を導入している。保管機能を運用機能と分離し、投資家の資産を保管受託銀行の資産と分別する必要があることから、A I F Mは保管受託銀行として行為することはできない。

A I F M Dに基づくE U A I Fの保管受託銀行は、金融商品に係る保管および事務管理の付随的業務も提供している信用機関もしくはM i F I Dの投資会社、またはU C I T S指令に基づき保管受託銀行として行為することができるブルーデンシャル規制に従うその他の種類の機関のいずれかでなければならない。E U A I Fの保管受託銀行は、当該A I Fが所在する国にその登記上の事務所または支店を有していなければならない。ただし、A I F M法の発効から4年間の移行期間中は、A I FまたはA I F Mの所在加盟国の所管官庁は、保管受託銀行が他の加盟国で設立されることを許可することができる。

非E U A I Fの保管受託銀行は、A I F M法に定める規定と同様の効果を有し、有効に執行される有効なブルーデンシャル規制および監督に従う信用機関またはその他の（E U A I Fに関して前項で言及される法人と同じ性質の）法人でなければならない。非E U A I Fの保管受託銀行は、A I Fが設立される第三国（一定の条件を遵守することを条件とする。）または当該A I Fを運用しているA I F Mの所在加盟国もしくは当該A I Fを運用している非E U A I F Mの担当加盟国で設立されなければならない。

初期投資の日から5年間の期間中に実行可能な償還権を有さず、かつ、保管されるべき資産に投資していないかまたは発行会社もしくは未上場の会社の支配権の獲得を可能にするために当該会社に投資しているA I Fの場合、ルクセンブルグは、保管受託銀行がその専門業務の一環として保管受託機能を果たす法人たることを許可する。

A I F Mはまた、プライム・ブローカーの職務がその保管受託機能から業務上および階級上独立しており、利益相反の可能性が確認され、管理され、かつA I Fの投資家に開示される限りにおいて、プライム・ブローカーを保管受託銀行に任命することもできる。

A I F Mは、プライム・ブローカーがA I Fのプライム・ブローカーが保有する総資産額に関する報告を保管受託銀行に対して提供することを確保しなければならない。

8.2. 職務

保管受託銀行は、資産の保管、監督義務およびキャッシュ・モニタリングという3つの主要な職務を有する。

8.2.1. 資産の保管

保管受託銀行は、A I Fの資産（当該保管受託銀行名義の口座で登録または保有が可能な譲渡性のある有価証券である場合に当該保管受託銀行に物理的に交付される場合もされない場合もある金融商品を含む。）の保管に関して責任を負う。

保管受託銀行の保管に係る最低限の職務は、以下のとおりである。

・帳簿記入が適切に行われるよう確保すること。

- ・記録を保管し、口座を分離すること。
- ・調整を実施すること。
- ・相当の注意（高レベルの投資家保護）を確保すること。
- ・あらゆる保管リスクを評価し、監視すること。
- ・損失リスクを最小限にするための組織的な取決めを導入すること。
- ・所有権を証明すること。

8.2.2. 監督義務

保管受託銀行は、A I Fの性質、規模および複雑性に関連するリスクを評価しかつ適切な手続を定め、A I F、そのA I F Mまたは第三者が責任を負う手続の事後的な検証を行い、ならびにエスカレーション手続を確立しなければならない。保管受託銀行がその監督義務を履行するために、A I F Mは、保管受託銀行がその職務の実施に必要なすべての関連情報を処分するよう確保しなければならない。

8.2.3. キャッシュ・モニタリング

保管受託銀行の義務は、A I Fのキャッシュ・フローを適切に監視するための手続が設けられているかを検証することである。定期的な精査を少なくとも年に1回行う必要がある。

かかる義務には、以下が含まれる。

- ・すべての現金が適切に帳簿に記入されるよう確保すること。
- ・適切な調整手続が設けられるよう確保すること。
- ・適切なキャッシュ・フロー確認手続が実施されるよう確保すること。
- ・一貫した検査を監視し、実行すること。
- ・相違が確認された場合に常に是正措置が行われるよう確保すること。
- ・第三者に開設された預金口座に関連する情報が提供されるよう確保すること。

8.3. 委託

保管受託銀行は、第三者に保管の職務を委託することができ、当該第三者はさらに、当該機能を同じ条件で再委託することができる。

かかる委託は、客観的に正当化されなければならない、当該委託の適切性ならびに保管受託銀行がその委託先を選択し、任命し、および精査するために用いるべき相当の技能、注意および努力に関する厳しい条件に従う。

保管機能が第三者に委託された場合、保管受託銀行は、その委託先がA I Fの顧客に帰属する資産と当該委託先自身の資産とを分離しているかを確認しなければならない。

8.4. 責任

A I F M法には、保管受託銀行の義務の履行時に発生したまたはA I F M、A I Fおよびそれらの投資家が被った損失について保管受託銀行が責任を負う旨記載されている。同法は、保管されている金融商品の損失（「無過失責任」）とその他の損失（「過失責任」）とを区別している。

保管受託銀行が金融商品を保管し、当該資産が消失した場合、当該保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額を、A I Fまたは（場合に応じて）A I Fを代理して行為するA I F Mに遅滞なく返還する義務を負う。ただし、当該消失が当該保管受託銀行の合理的な支配の及ばない例外的な事由の結果として生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしてもその事由の結果は不可避であったということが証明できる場合はこの限りではない。

以下のいずれかの条件が満たされた場合に、保管された金融商品が消失したものとみなす。

- ・金融商品が存在しなくなった場合。
- ・金融商品がまだ存在するものの、A I Fが当該金融商品に対する所有権を永久に失った場合。
- ・A I Fが金融商品の所有権を有するものの、当該金融商品を永久に処分することができない場合。

保管受託銀行は、自己の過失または自己の義務の適切な履行を故意に怠ったことによるその他の損失について、A I F またはその投資家に対して責任を負う。

保管受託銀行の責任は、いかなる第三者への委託によっても影響を受けない。かかる第三者により保管されている金融商品が消失した場合でも、保管受託銀行が引き続き責任を負う。ただし、かかる状況下にある保管受託銀行が当該委託がA I F M法に従って行われたことを証明できる場合に限り、当該保管受託銀行とA I F またはA I F を代理して行為するA I F Mとの間の書面による契約でかかる免責が明示的に認められ、かつ、当該委託先との書面による契約でかかる責任を明示的に譲渡し、A I F またはA I F Mが当該委託先に対して直接的に請求を行うことを許可する場合、当該保管受託銀行はその責任を免じられる。かかる免責は、客観的な理由により正当化されなければならない。

9 . 透明性

A I F M法に基づく透明性に係る義務は、3つの異なる形式をとる。

第一に、E Uで販売または運用されるA I Fに係る年次報告書は、A I Fの種類に応じて、事業年度終了後6か月以内または4か月以内に投資家および所管の規制当局の閲覧に供されなければならない。かつ、かかる報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- ・当該A I Fの国の会計基準に従って作成される貸借対照表。
- ・収支計算。
- ・活動報告。
- ・投資家に提供した情報の重大な変更。
- ・A I F Mのスタッフメンバーの報酬の合計金額。
- ・当該A I Fのリスク特性に重大な影響を与える活動を行う上級管理職およびスタッフメンバーに振り分けられる報酬の総額。

第二に、以下の投資家の開示義務が適用される。

- ・投資家による投資の前に行われるA I F Mから当該投資家への情報開示。
- ・投資家に対する定期的な開示。
- ・重大な変更についての投資家に対する開示。

第三に、一定の情報をC S S Fに報告する義務が存在する。A I F Mは、自らが運用している各A I Fに関して、とりわけ、A I F Mが取引を行う市場、実施されるリスク管理システム、レバレッジのレベルおよび流動性管理手法を報告することを義務付けられている。

10 . 販売

販売とは、A I F Mが運用するA I Fの受益証券または投資証券に関して、A I F Mが主導またはA I F Mを代理して、E U域内に住所を有しもしくはE U域内に登記上の事務所が所在する投資家に対してまたはかかる投資家に関して行われる直接または間接的な勧誘または募集と定義される。

私募制度下においてルクセンブルグ国内のリテール投資家に対する販売は認められているが、関連するA I Fが、C S S FまたはC S S Fが採用する監督基準と同等の基準を用いているとみなされる所在加盟国もしくは第三国の監督機関による恒久的な監督下にあることを条件とする。

10.1. E U域内でE U A I Fを販売するE U A I F M

認可されたE U A I F Mは、2013年7月22日付で、E U域内のプロの投資家に対してE U A I Fを販売するためのパスポートによる利益を享受することができる。E U全域におけるかかる販売は、当該A I F Mが設立された加盟国の規制当局と当該販売が行われる加盟国との間の通知手続を要する。

認可されたEU AIFMは、私募制度下において、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売することができなくなる。

10.2. EU域内で非EU AIFを販売するEU AIFM

2015年より、EU域内で非EU AIFを販売するEU AIFMは、EU域内のプロの投資家に当該AIFを販売する際には、パスポート制度による利益を享受することができる。かかるAIFMは、AIFM法を完全に遵守しなければならない。さらに、当該AIFMの所在加盟国と当該AIFの第三国との間の協力協定が必要となる。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないものであることを要する。

EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づくEU域内での非EU AIFの販売を行うことができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

AIFM法の全制度は、保管受託銀行に係る規定を除き、私募制度に基づき販売されるファンドに適用される。組織的なリスク監視を目的とした協力協定が、関連する加盟国と当該非EU AIFの所管官庁の間に存在しなければならない。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないものとする。

10.3. EU域内でAIFを販売する非EU AIFM

2015年より、非EU AIFMは、パスポート制度に基づきEU域内でEU AIFまたは非EU AIFを販売する際には、当該AIFMの担当加盟国からのAIFM法に基づく認可を受けることが必要となる。

AIFMは、ルクセンブルグ国内でEU AIFまたは非EU AIFを販売するために、AIFM法を完全に遵守しなければならない。AIFM法の規定が当該非EU AIFMまたは当該非EU AIFが従う法律に抵触する場合、後者の法律が優先するものとする。ただし、かかる場合には、当該非EU AIFMは、当該非EU AIFMの国またはそれが運用するAIFの国の規制の枠組みがルクセンブルグと同レベルの保護を提供していることを証明する必要がある。

非EU AIFMはまた、担当加盟国における法定代理人を任命しなければならない。

2015年より、EU AIFをEU域内で販売せずに運用しようとする非EU AIFMは、担当加盟国からの認可も取得しなければならない。かかるAIFMは、AIFM法を完全に遵守しなければならない。

非EU AIFMは、その担当加盟国から認可を受けるために、EU AIFの所管官庁と非EU AIFMまたはFATFのブラックリストに掲載されていない非EU AIFMの設立国の所管官庁との間に適切な協力協定が存在すること等、追加の条件を満たさなければならない。さらに、非EU AIFMの国と担当加盟国との間で税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めも行われなければならない、実効的な監督は非EU AIFMの国の法令により妨げられてはならない。

これらの場合において、かかるAIFMは、2015年より、通知手続を遵守した場合にパスポートによる利益を享受する。

2015年より、非EU AIFMがパスポート制度に基づき非EU AIFを販売しようとする場合、当該非EU AIFMの担当加盟国の所管官庁と当該非EU AIFの所管官庁との間で協力協定が締結されなければならない。さらに、当該非EU AIFの国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要し、当該非EU AIFの国、当該非EU AIFMの担当加盟国および当該非EU AIFが販売される加盟国との間で、税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めが存在しなければならない。

非EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づきEU域内でAIFを販売することができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

私募制度に基づきAIFを販売する非EU AIFMは、年次報告書、投資家への開示および規制当局への報告の要件を遵守しなければならない。さらに、かかるAIFMは、支配株式の報告要件ならびにAIFが販売される加盟国、当該AIFの加盟国および当該AIFMの第三国の間における協力協定の存在要件も遵守しなければならない。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要する。

新たな規制

1. マネー・マーケット・ファンド規制（MMFR）

2017年5月16日、欧州理事会はマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）に関する規制の最終案を採択した。MMFRは2017年7月20日に効力を発生し、2018年7月21日より適用されている。

「MMF」の名称の使用を希望する、またはMMF方針／目的を追求する既存のUCITSまたはAIFは、遅くとも2019年1月21日までにMMFRの遵守を示すすべての書類および証拠と共に、具体的な申請書を所管官庁に提出しなければならない。

MMFRの目的は、マネー・マーケット・ファンド（MMF）について、その経済に関する資金調達の役割を確保し、域内市場の信頼性および安定性を維持しながら、将来起こりうる金融危機に対してより安全かつ回復の速いものになるよう、これに関する規制枠組みの設置を目指すものである。

MMFとは、短期金融商品に投資するUCITSまたはAIFと定義される。MMFRは、現行の規則を補完することを目的としている。つまり、新たな規制の範囲に該当するマネジャーおよびファンドは、MMFに固有の要件およびUCITS指令またはAIFM指令の双方を遵守しなければならない。

現在、MMFは、変動純資産価格（VNAV）MMFおよび一定純資産価格（CNAV）MMFという2つの種類に分類される。本規制により、低ボラティリティ純資産価格（LVNAV）MMFと称される新たなMMFカテゴリーが導入され、かかるカテゴリーは、既存のCNAV MMFに取って代わる予定である。

MMFRは、MMFの構造の安定性を確保し、十分に分散されている資産のうち信用力が最も高いものに投資されることを保証するため、MMFについて、特に資産構成および資産の評価に関して、共通の規則を定めている。

また、本規制は、MMFの流動性を高めるための共通の基準を設定するが、これは、市況が緊張下にある際に急な買戻請求にも対応できるようにするためである。また、本規制は、投資信託運用者が投資家の行動を十分理解していることを確保するための共通の規則も定めていて、これによって、将来の買戻請求に備えている。本規制は、投資家や監督者に対し、十分かつ透明性のある情報を提供している。

2. 証券金融取引規制（SFTFR）

2016年1月12日に発効した証券金融取引規制（以下「SFTFR」という。）は、シャドー・バンキング活動の透明性を高めるための国際的な取り組みを受けてのEUの対応である。

本規制により導入された措置には、金融市場参加者および非金融市場参加者に対する証券金融取引に関する新たな報告義務が含まれる。なお、証券金融取引とは、証券貸付取引、レボ取引、現先取引、ストック・ローン、証券の購入に関連する信用取引およびトータル・リターン・スワップを含むものと定義される。報告すべき詳細には、担保の構成、担保が再利用の目的で利用できるかまたは再利用されたか、一日の終了時点での担保の差替えおよび適用されるヘアカットが含まれる。

AIFMおよびUCITSは、トータル・リターン・スワップおよび証券金融取引に関する具体的なデータを2017年1月13日以降に公表されるAIFおよびUCITSの年次報告書に記載することを義務付けられる。投資家に対する契約前の開示は、2017年7月13日より適用される。

3. ベンチマーク規制（BMR）

BMRは、2016年4月28日に開催された欧州議会の本会議において採択され、2018年1月1日より適用される。

BMRは、金融商品およびファイナンス契約のベンチマークとして参照される、または投資信託のパフォーマンス測定のために使用される指標を規定している。本規制は、金融ベンチマークとして使用されている指標への信用を取り戻し、ベンチマークの規定、策定および使用を調和させることを目的としている。

本規制の主な対象はベンチマーク提供事業者ではあるものの、UCITSファンドおよびAIFMにとっても以下の範囲でベンチマークを使用する場合には無関係ではない。

- (a) サブ・ファンドのパフォーマンスを測定する場合
- (b) 指標または複数の指標の組合せのリターンを追跡する場合
- (c) ポートフォリオの資産配分を明確にする場合
- (d) 成果報酬を計算する場合

監督下にある事業体（UCITSファンド、UCITS管理会社、AIFM等）によるベンチマークの使用は、以下の条件に従うものとする。

- ・提供事業者は、認可されたベンチマーク運営機関または当該規則に規定される同等要件（特に登録および協力協定）を充足する非EU提供事業者でなくてはならない。
- ・ベンチマークが実質的に変更されたか既に提供されなくなった場合に従うべき手順を詳述する、（関係当局の請求に応じてそれまたはその更新版が提出可能である）書面での確固たる手順書を導入しなくてはならない。

ベンチマーク使用における違反は、いずれも罰金を含む一連の行政処分の対象となる。

UCITSファンドの目論見書の投資対象が、ベンチマークを参照する譲渡性のある証券またはその他投資商品である場合、当該目論見書にはそのベンチマークがESMAが実施する登録に含まれている運営機関により提供されたものかどうかの明確な記載がなされるものとする。2018年1月1日より前に承認されたUCITSファンドの目論見書は、遅くとも2019年1月1日までのそれぞれの最初の機会にこれらの要件を加えるよう更新しなくてはならない。

AIF目論見書の開示またはAIFの投資家が入手可能な情報については言及されていない。

発効および経過規定：

本規則は一般的に2018年1月1日より適用するものとする。ただし、

- ・発効日である2016年6月30日以前に既にベンチマークを提供した指標提供事業者は、2020年1月1日までに認可または運営機関としての登録の申請をしなくてはならない。
- ・未承認または未登録提供事業者は、2020年1月1日までであれば既存ベンチマークの提供を継続することができる。

ルクセンブルグにおける本規則を施行するベンチマーク法は、2018年4月23日に発効した。

ルクセンブルグのベンチマーク法は、CSSF、または一定の場合にはCAAをベンチマーク規制の規定が適切に適用されることを確保するための所管官庁に指定する。

ベンチマーク法は、本規則の違反があった場合に広範囲に及ぶ行政処分およびその他の行政措置を課す権限をCSSFおよびCAAそれぞれに与える。当該処分は、以下を含むことがある。

- () 運営機関または利用者に対し、違反を構成する行為を停止し、当該違反を繰り返さないことを求める命令。
- () 違反により取得した利益または回避した損失の返済。
- () 公的警告。
- () 運営機関の認可または登録の取消または停止。

- () 運営機関または利用者である事業体において自然人に経営機能を行することを禁じる一時的な禁止。
- () 違反により取得した利益または回避した損失の金額の3倍以上の行政上の過料（但し、当該金額を決定できる場合に限る。）。
- () 以下の行政上の過料。

法人については1,000,000ユーロまたは経営機関により承認された入手可能な直近の財務書類に基づくその法人の年間総売上高の10%のうちいずれか高い方を上限とし、自然人については500,000ユーロを上限とする。

4 . 証券化規制

2017年12月28日、欧州議会および理事会の規則（EU）2017/2402（以下「本規則」という。）が、欧州連合官報にて公表された。本規則は、EUにおける証券化に関して既に適用されている多くの規定（リスク保持、デューディリジェンスおよび開示に関するものを含む。）を（一部変更しつつ）再規定する。本規則は、シンプルで透明性があり標準化された（以下「STS」という。）証券化のための新たな枠組みも導入している。本規則は、EUの規制を受ける機関投資家（保険会社および再保険会社、企業退職引当金のための機関、EUにおいてAIFを運用および/または販売するオルタナティブ投資ファンド運用者、UCITS管理会社、組織内で運用されるUCITS、金融機関および投資会社を含む。）、オリジネーター、スポンサーおよびオリジナル・レンダーならびに証券化のための特別目的会社（以下「SPV」という。）に適用される。